

建築と社會

The Architectural Association of Japan

5

新建築紹介

小事務所 1

藝術家の住宅 3

記事欄

不良住宅地區の基準 西山卯三...5

屋内消火設備について 小川誠耳...9

建築若人の座談會..... 建材と設備の立場より.....13

..... 設計者の立場より.....16

日本上代裂の見方 佐々木信三郎...21

會 務 25

1952 Vol. 33

日本建築協會

三星印

アスファルトタイル



・規格・

1. US. Federal Spec. SS-T-306aに従って製造し
弊社は該規格以上の製品を
売出してゐる

2. 寸法は9"×9"× $\frac{1}{8}$ ". 12"×
12"× $\frac{1}{8}$ "厚さはこの外
 $\frac{3}{16}$ " $\frac{1}{4}$ "のものも出来る.

MITSUBOSHI



TRADE MARK

3-STAR

防水材料下葺材として...

30有余年の歴史をもつ

1. 色 20種類基本カラー
マーブル及単色

2. 1坪価格 貼上
5000円以下

三星印 アスファルトルーフィング

製造元・田島應用化工株式会社

工場及小台営業所、東京都足立区小台町633 TEL.足立2569 王子(81) 3339: 3379: 2681

本社及神田営業所、東京都千代田区神田小川町1-6 TEL.神田(25) 1549, 5384

大阪出張所、大阪市西区京町堀上通1-14 TEL.土佐堀(44) 0809, 0810, 1773.

会 告

記念事業見学会の件

九州方面見学会中止の件

中国、九州方面の見学会開催方予告しましたが種々な事故で遺憾ながら中止することにいたしましたから御諒承願います。(再び計画の場合は改めて発表いたします)

名古屋方面見学会開催の件

九州方面の見学会に代へて、四日市、常滑、名古屋方面の工場視察をかねて東海支部会員各位との交歓をなすため下記の通り見学会を開催いたします。

次 第

- 第 1 日 5月23日(金) 7時30分近鉄上六南改札口集合(晴雨不論) 7時40分特急で出発。
11時30分——四日市着——日本板硝子株式会社四日市工場で中食後同工場及びゴム会社見学
午後4時出発——常滑着同地一泊。
- 第 2 日 24日(土) 午前中伊奈製陶株式会社工場見学、正午名古屋着中食一午後市内徳川美術館、日本陶器株式会社(台所、茶器等)、ベニヤ工場等見学。午後5時頃同市で解散。
1. 会 費 1,200円 大阪発名古屋解散までの電車賃、宿泊料、中食、見学雑費を含む(東海支部各位並びに途中参加者は実費とする)
1. 申 込 5月20日までに会費と共に申込のこと。
- ◎ 本見学会は代人参加お断りのこと。
 - ◎ 予定人員に達したとき先着締切(参加者少数のときでも決行する)
 - ◎ 尙7月には高山方面白川民家並びに岐阜鶴洞実況等見学企画中(6月号発表予定)

記念事業委員会 見学部長 松 本 儀 八

記念事業建築講習会開催の件

5月5日松江市。5月20日下関市、福岡市。5月22日長崎市、熊本市。以上各地共自10時至5時。

題目、新構法、住宅、材料。講師、伊東五郎氏日野勝好氏谷口尙武氏伴潔氏横尾義貫氏奥島正一氏中村綱氏並にメーカー側各社技師。以上の要領で開催する。詳細は地元各県建築部課長幹旋発表されてゐる。会員各位多量参加を望む。

記念事業委員会 講習部長 伊 東 五 郎

会勢委員会主催建築物見学会

市内に於ける最近建物見学会下記の通り催します

1. 日 時 5月17日(土) 午後2時集合(晴雨不論)
1. 集 合 所 市内御堂筋淀川製鋼所事務所清水建設株式会社現場
1. 見 学 (1) 淀川製鋼所事務所新築工事現場——レーモンド建築事務所設計に依る鉄筋コンクリート建地下1階地上3階、延600坪——清水建設株式会社施工中。
- (2) 蝶理ビルディング新築工事完成建物(御堂筋、南御堂前——地下鉄本町駅下車)——清水建設株式会社設計施工、地下1階地上6階延800坪。
- (3) 大和ビルディング新築工事完成建物——(御堂筋、南御堂前——地下鉄本町駅下車)——安井建築設計事務所設計一地下1階地上8階延4,555坪——株式会社大林組施工。
1. 会 費 30円
1. 申 込 16日までに会費と共に申込のこと。

日本建築協会 会 勢 委 員 会

会 告

主要都道府県建築部必置に関する陳情の件

首題の件に関し下の通り関係大臣、次官、自治庁関係、衆参正副議長、両院建設、行政各委員、大阪府出身両院議員、各政党幹部等に宛て陳情書を發した。

昭和27年4月15日

社団法人 日本建築協会

会 長 竹 腰 健 造

主要都道府県建築部必置に関する陳情書

拝啓 益々御清栄のこととお慶び申し上げます。さて、最近、政府当局は、行政機構改革に必要な法律改正の一環として、地方自治法第153条の「都道府県知事の権限に属する事務を分掌する局部」に関する規定の改正を行うよう準備中の趣であります。その案文によりますと、都を除く道府県の標準部中に、「建築部」が掲げられないで、わずかに、同条第2項及び第3項の規定によつて、予め内閣総理大臣に協議の上、条例をもつて局部の数を増加することができることになっております。

翻つて、現行の各都道府県の事務部局を見ますと東京北海道、愛知、大阪、神奈川、京都、兵庫、広島、山口及び福岡の十都道府県は、昭和23年以来、いずれも「建築部」を設置しております。このことは、申すまでもなく、被災建築物の復興、住宅難の緩和等一連の建築行政が焦眉の喫緊事として理解せられ、世論も亦強力にこれを支持したからであります。建築行政専管の局部を設置したこれらの都道府県は、数度にわたる台風、水害による大打撃を被りながらも、よく、所管業務を推進し、輝かしい成果を挙げて参りました。例えば戦災はもとより、風水害の被害が最も大きかつた大阪府の如きは、府営住宅及

び営繕工事の年間金額が、人件費を除きましても、昭和25年度は17億1千万円、26年度は17億6千万円の巨額に昇つておる状態であります。しかも衣食の事情がようやく秩序を保ち得る段階に達した現在としましては、住宅難の緩和、建築復興の問題は、いわば残された最後の重大案件といわなければなりません。この最も大切な時期に「建築部」を標準部に規定しないことは、直ちに国会及び政府が住宅問題を軽視するかの感を国民に抱かしめ建築部職員も亦甚だしく活動意欲を減殺せられることは必定でありまして、かくては、建築行政の効果を著しく低下し、延いては一般民生に悲しむべき悪影響を及ぼすこととなります。

当協会は、古い歴史と建築関係の学界、実業界等における多数の有力者を擁する団体として、多年、建築諸政策の立案、実施に微力を致して参りましたが、前記の陳情を懸念するの余り、貴下に陳情して、『主要都道府県（人口250万以上）には、「建築部」を標準部として必置せられるよう』何分の御高配をお願い申上げる次第でございます。

敬具

役員当選に関する件

昭和27年3月31日開会の評議員会に於て会長、副会長並びに理事の選挙を執行いたしました結果下記の通り夫々当選されました。（大林副会長外理事半数は留任）

会 長 竹 腰 健 造 氏 副 会 長 東 畑 謙 三 氏
理 事 (50音順)

浅 沼 猪 之 吉氏	伊 東 五 郎氏	尾 崎 久 助氏	大 倉 三 郎氏	栗 原 信 虎氏
鴻 池 藤 一氏	佐 竹 則 菰氏	須 賀 豊 治 郎氏	竹 内 孝 氏	中 村 綱 氏
政 岡 基 次氏	松 村 雄 吉氏	村 田 経 政氏	山 本 武 雄氏	以 上

理事会務分掌の件

昭和27年4月21日開会の理事会に於て理事の会務分掌につき下記の通り夫々互選されました。

主 記 (50音順)

青 木 友 一氏	浅 沼 猪 之 吉氏	伊 東 五 郎氏	池 田 達 雄氏	尾 崎 久 助氏
佐 竹 則 菰氏	須 賀 豊 治 郎氏	銭 高 輝 之氏	竹 内 孝 氏	中 野 順 次 郎氏
伴 潔 氏	藤 木 正 一氏	松 村 雄 吉氏		

主 計 (50音順)

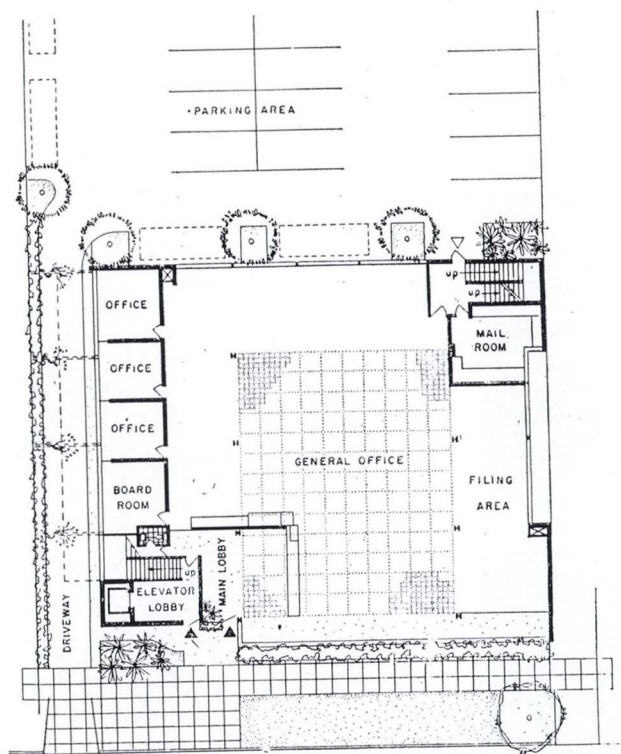
浅 海 治 平氏	鴻 池 藤 一氏	青 藤 光 夫氏	鈴 木 一 幸氏	日 野 勝 好氏
政 岡 基 次氏	村 田 経 政氏			

編 集 (50音順)

大 倉 三 郎氏	岡 田 孝 男氏	栗 原 信 虎氏	竹 中 鍊 一氏	谷 口 尚 武氏
中 村 綱 氏	南 長 吉氏	山 本 武 雄氏		以 上

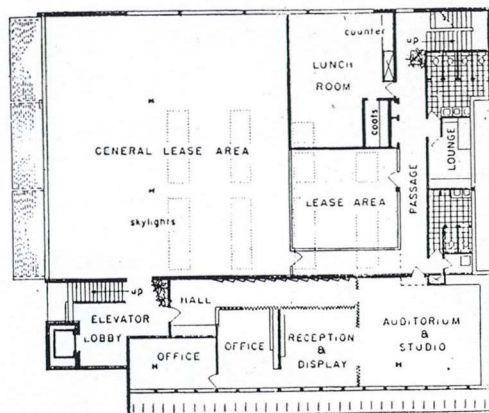
昭和27年5月1日

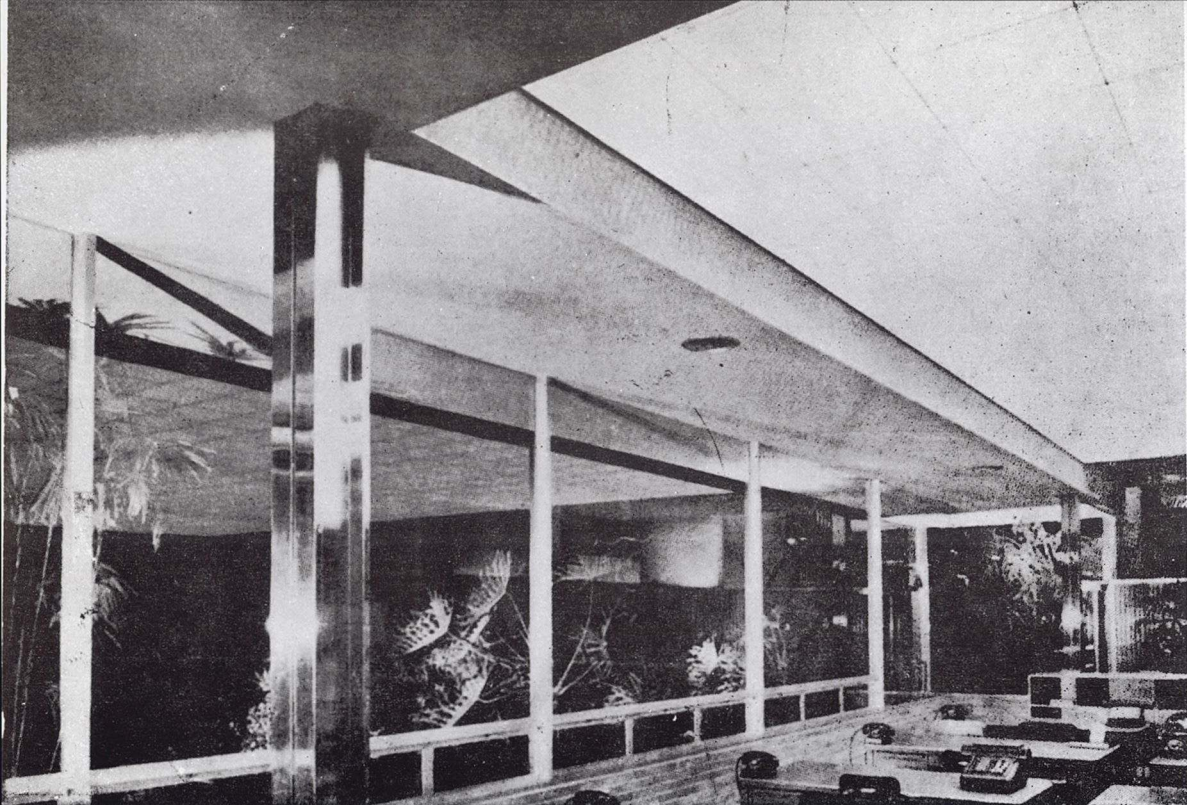
社団法人 日本建築協会



カリフォルニア州 小 事 務 所

設 計 Richard F. Neutra
(*Forum誌, Fed., 1952*)

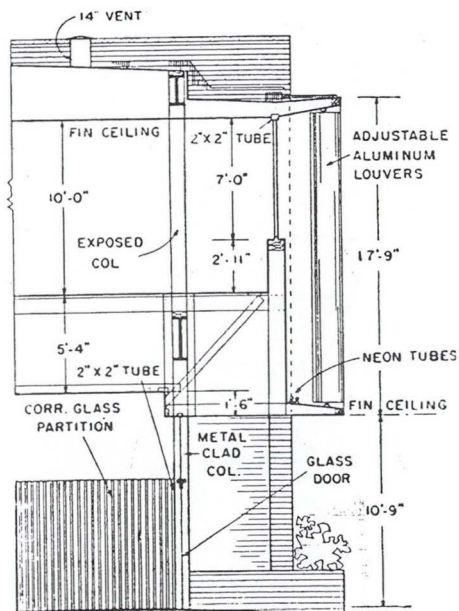
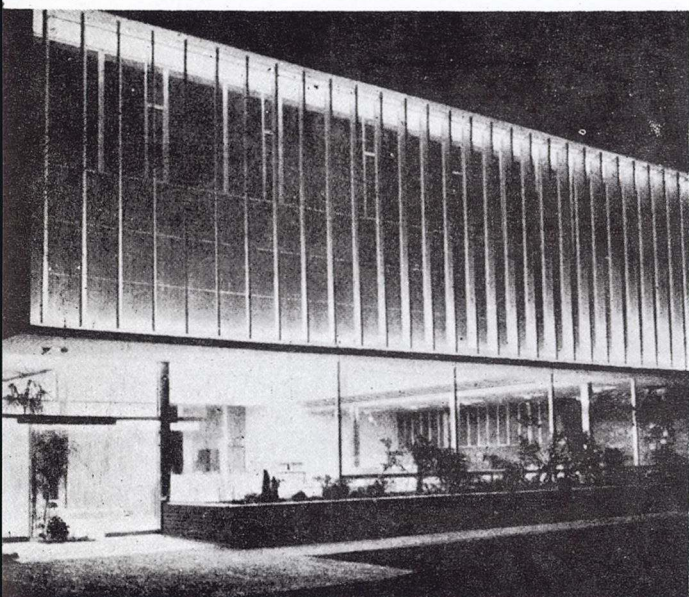


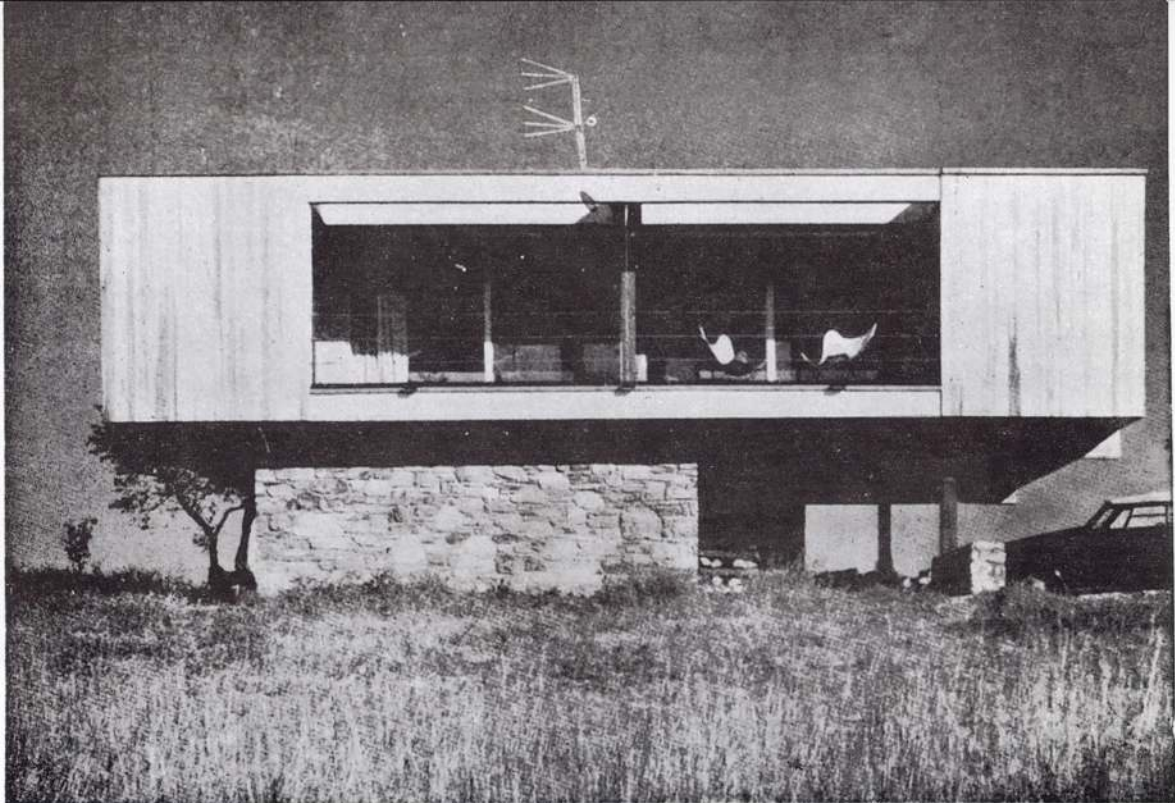


ルーバーと灰色の煉瓦と大きなガラス面とがノイトラらしい軽快なファサードとしている。此のルーバーはアルミニウム製で廻轉すれば自由に光線を調節することが出来る。2階の窓と1階の窓との間の壁面をも蔽っているので煩雑になりやすいファサードが単純化された。1階の大きなガラス窓からは事務所の様子がよくうかゞえて親近感を増している。

内部は出来るだけ間仕切壁を省いて廣々とした感じを與え、柱の張間も大きい。従つて梁のせいが相當高くなつてゐる。

正面のルーバーと共に glare のない照明には特に工夫が凝らされている。即ち1階の天井ふところを5'-4"もとつてその中に蛍光灯を備え、天井面には一面に「卵の箱」型のルーバーをとりつけ、又2階でも要所と同じ方法がとられている。此のルーバーは又音響的にも効果があると言われている。



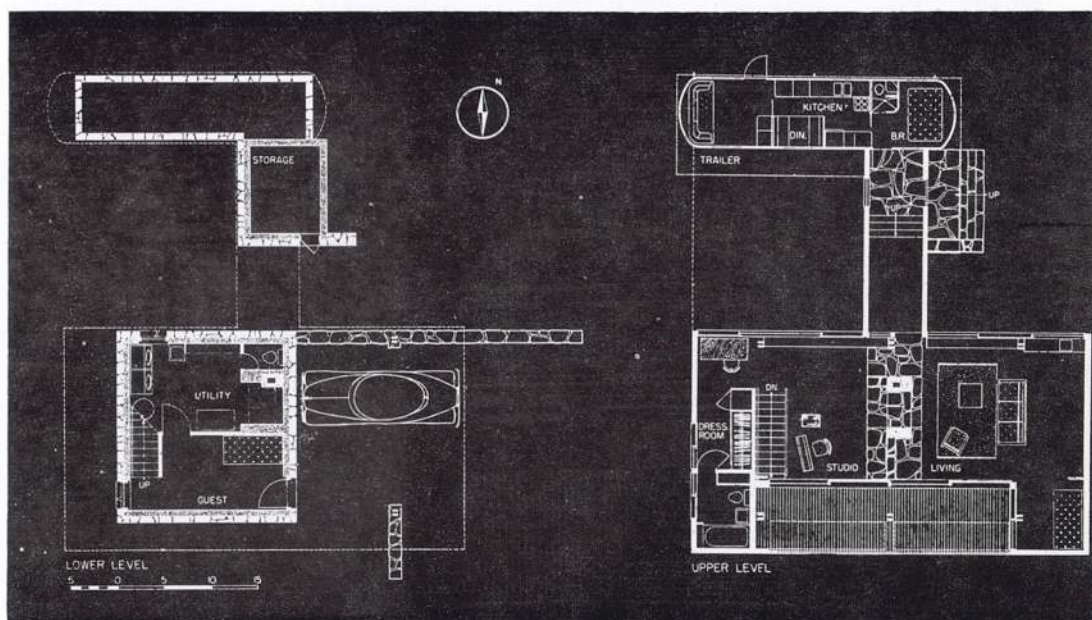


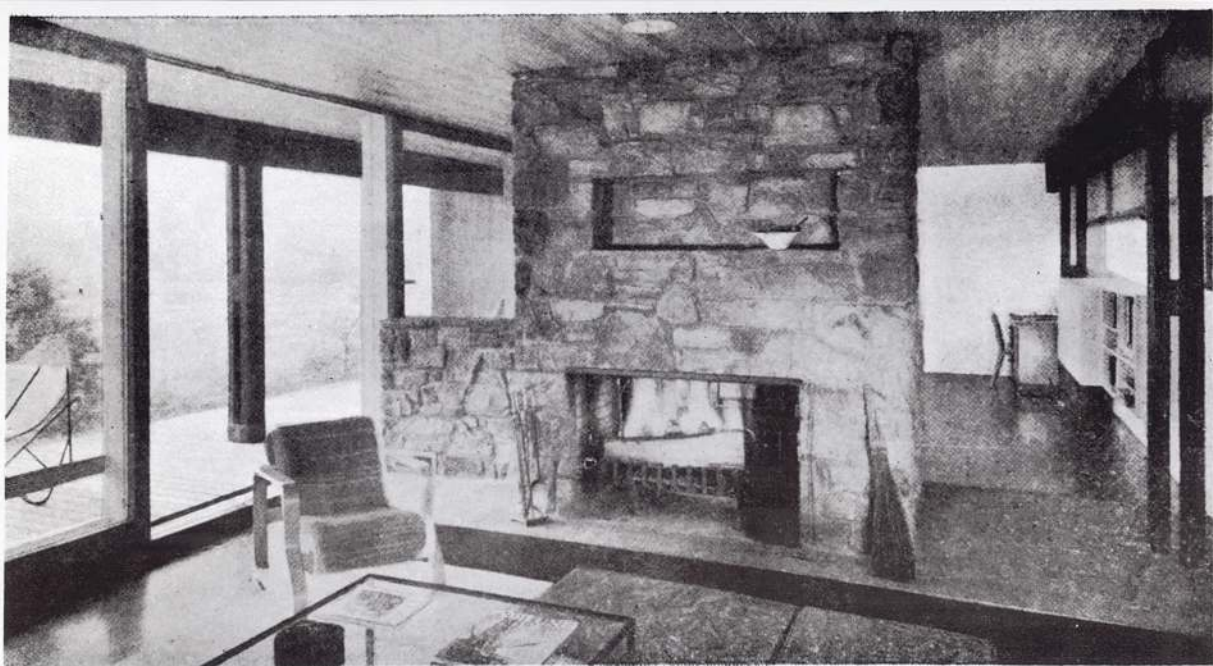
藝術家の住宅

ニューヨーク州

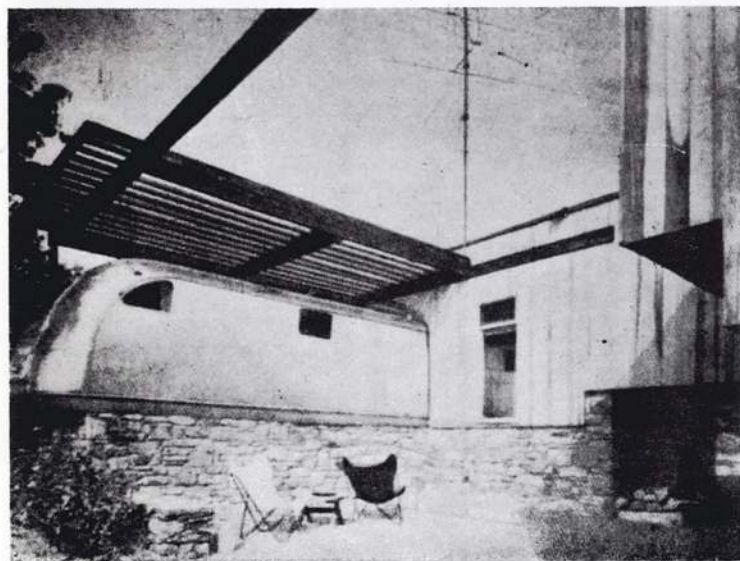
設計 Marcel Breuer

(Mag. of Bldg. Jan. 1952)





軍隊を去つて3年間住み馴れた
 トレーラーをそのまま利用して建
 建てた藝術家の住宅。石積みと木羽
 目とガラスの明快なコンビネーシ
 ン、シンメトリーの2階をアジ
 メトリーのベースで支えたプロイ
 ヤーならではのあざやかな手際
 である。そのうしろに一寸顔を出
 したトレーラーは却々ユーモラスで
 ほゞえまじい。



不良住宅地区の基準 西山卯三

1. 不良住宅問題の新しい意義づけ

終戦後、ぼう大な住宅消耗によつて生じた極端でしかも悲惨な住宅難が、次第に地ならしされ、シワよせられて、無住宅者と安住者の対立が、かつての「戦災者、引揚者」対「非戦災者」という形から「特権富裕階級」と「一般勤労者市民大衆」という——「経歴的」な対立から「経済的」な対立に変質してくるにつれて、戦災住宅難の非常事態は次第に資本主義社会特有の慢性的住宅難（それは過去のどの時代よりも一層深刻で激烈ではあるが）の時代に移行してきたといえる。このいわば「平常化」を先駆するが如く、一昨年あたりから不良住宅地区の問題がとりあげられ、住宅の最低基準に関する研究や採点法による地区判定の作業などがすでに実施されてきた。

こうした動きは、関係当局の当事者の「人道主義」的な熱意から出発したものとしても、もし日本人全体が、或はより正確にいうとその三分の二以上の日本人大衆がおかれているみじめな動物的居住状態をすておいて、その極端なあらわれである特定の特殊な地区をとりあげ「これが不良住宅だ」として他の一般の不良な状態を忘れさせようとするのであつたり、或はそのほんのわずかな一部をとりあげて慈恵的改善をみせびらかし、自らの善行に自己満足しようとするものであつたり、或はこれをもつて戦後の400万戸を超える大量住宅難に対する量の充足政策はすでに終了した今や問題は質の改良に向つているというジュエスチュアとし、住宅建設の促進を軽視するきっかけをつくろうとするものであるならばことに嚴重に監視すべき有害危険な動きといわねばならないであろう。

けれども、そうでなくて、住宅難がいまや戦災者引揚者から貧民（それは日本人の大部分をしめるぼう大なものだが）にうつり、量的充足の対策の遅滞から質的悪化が發酵激化しているという現実から出発して、量の充足つまり庶民住宅の大量建設に対して一方で質的悪化に対する是正の対策もまたとられねばならぬ——という形でこれが問題になつているならば、大いに歓迎すべき動きといわねばならない。

ところで、もし後者の方向で「不良住宅改良」がとりあげられるとすれば、それはかつての不良住宅改良事業

と全く性格のことなつたものであるということが、この際はつきりと認識される必要がある。

2. 過去の不良住宅改良

周知のように、日本の不良住宅地区改良事業は、先進国であるイギリスのその模倣を出発点としている。

イギリスでは、産業革命の過程を通じて大都市の発展の中に新しく生れた労働階級のみじめな生活条件が人類の発展史上はじめてといえる悲惨な労働者の密集居住の状態をつくり出した。この密集居住地——貧民窟が風紀上、保安上、そして保健上ブルジョア社会をおびやかすような存在になつて始めて、住居や公共衛生に対する立法が行われ、住宅改良の事業が着手されてきたのである。その最初の発端が1830—32年のコレラの大流行であり、貧民地区の住人をなぎたおしたコレラが富裕階級の居住地に侵入して来たのではじめてブルジョアジーは人道主義の感情をよびおこされ、貧民の住宅地の改良事業という大きな「犠牲」をはらう決意をしたのである。

こうして既往の過誤への改良が着手されたと同時に、他方新しく建設される住宅が再び不良地区をつくり出さないように、建築に対する制限も設けられ、資本主義発達の初期に犯したあやまちと行き過ぎが徐々に修正されてきた。以来、一世紀余にわたる改善の結果いまだ過密居住や悲惨な擁擠住宅などが全然一掃されたわけではないが、イギリスではかなり高い水準を目標とした住宅改善が現実の問題となつて来ている。ブルジョアたちの自己防衛に出發した人道主義は、世界の工場となり、日の没するところをしらぬ大植民地帝国を支配したイギリスの主人たちにとつて、その従者たちにかうしたおこぼれを与える方が有利だという打算にはげまされて、一見成功的な住宅改善事業を可能にしたのである。

ところがこれを模倣したわが国では、昭和2年に不良住宅地区改良法が制定され、関東震災後特にひどくつくり出された東京の密集貧民街をはじめとして全国5大都市4172世帯のすむ6万坪、7地区に改良事業を実施した。これは本質的にはイギリスのそれと同じく、「風紀、保安、衛生上有害または危険のおそれ」ある、つまりその存在が支配者たちを直接おびやかす、日本資本主義の足場である都市の秩序破壊に対する懸念から出發したものであつたが、国民の生活を極度に押えつけて富国強兵の

道をあゆんで来た日本資本主義の性格の故に、合理的な基準も設定出来ぬような、そして都市の全不良住宅に対してはかぎり見本のような極めて小規模のまね事に終りた。自らを仁慈に富んだ善政者と印象づけるための慈恵的な性格を示威するためにしくまれただけの事業といえるものであつた。

3. 不良住宅地区の基準

不良住宅地区の改良を行おうとすれば一体何が不良住宅、乃至地区であるかを明確に規定しなければならぬ。

ところが昭和2年の法律ではすでにのべた如くその第1条に「不良住宅密集し、衛生、風紀、保安等に関し有害又は危険の虞ある一団地」というのみで、何がその「不良住宅」であるかについては明確な規定をかく。たゞその住居の不良状態は、その居住者に及ぼす衛生上その他の災害への顧慮よりも、その不良なる生活状態が「社会」に及ぼす「有害危険」の方が重視されていたことは大阪の地区指定の報告書の中に「風紀はみだれ、浮浪者売春婦等出没するのみならず、各種犯罪者の地区内に遁入するもの多く、居住者は団結して犯罪者を隠匿する等保安上甚だ憂慮すべき状態」とのべていることでもわかる。

ところが10年後の昭和12年に大阪市で行つた不良住宅調査では、地区認定の標準を、1) 土地低く湿潤、2) 地域一路地または袋路に所在、多くの場合裏町にあり、3) 道路巾概ね巾6尺以下、4) 家屋は建築後20年以上経過、5) 家屋の狂い破損甚しく、採光通風わるく、長屋が主、6) 10戸以上の集団地、7) 家賃15円以下、8) 居住者概して貧困(カード階級または之に近いもの)生活程度低く、9) 伝染病発生ひんばんでトラホーム、肺結核患者等が多いこと、10) その他共同便所、共同水栓等の場合が多いこと——をあげ、個々の項目についてはなお定量的でなくはつきりしない点もあるが、とにかく一応客観的な条件をあげている点では注目に値する。

さてこの10個の条件を内容にしたがつて分類、分析してみると、大体次の種類にわけることができる。しかも従来不良住宅地関係の諸々の調査でとりあげられている項目も大体この中に分類しうる。

(1)、集団規模、戸数限界。

(2)、環境、街路状況、巾員、袋路、裏町湿潤、下水道不備、建仮率等。

(3)、共同施設、便所、給水源、炊事場の共用度。

(4)、生活程度、家賃、収入、担税力、職業、世帯の構成、要保護世帯率。

(5)、老朽度、建築年齢、構造程度、歪み、破損。

(6)、保健状態、伝染病率、死亡率。

4. 住宅改良事業の基本的立場

我々が不良住宅地区を考えようとするならば、無論それをそう名づける条件、つまりその選定の客観的な基準

を明にせねばならない。この基準を論理的に確立するためには、地区認定の次に来る不良住宅改良事業が、一体いかなる立場で、何を目的として行われるのかをはつきりしておかねばならない。

改良事業には無論様々な目的が考えられる。しかし過去のそれを精密に分析すると、大体二つのやうことなつた立場を発見することができる。

第1は、それが都市生活に及ぼす害毒の除去という点から、改良を行おうとする立場である。この立場の注目すべき点は、住宅地の「不良」を、それによつて引き起こされる居住者の困窮という点でとりあげることである。但し、こゝに都市生活全体といつても、それは納税者、市政に対する有力者、支配階級の立場から考えた「都市生活」であることは言をまたない。社会が発展してゆくためにはその最も重要な根拠地であり、政治経済文化の中心である都市の「健全化」が必要であり、このためにそれに害毒を及ぼす不良地区は清掃されねばならない。

それは、無統制発展の生んだ都市の最悪地域の改良による都市環境の整備ともいえる。前述の選定条件のうち(1)と(2)はこの点からとりあげられており、(6)と(3)はその際の参考条件であるし、(5)の条件や地質の状況などは改良着手の有利度の判定資料になるだろう。これが第1の立場である。

第2の立場は、人道主義の観点からする悲慘の救済である。それは救済的、慈善事業的観点から改良を行おうとする。そのため居住者の生活程度のみじめさが一応前面に出てき、その住居施設上の具体的事実が問題となる。上述の条件のうち、3. 4. 5. 6 はこの立場からとりあげられる。この立場は、都市生活「全体」の影響を考慮するところから出発する第1の立場に対して、そこに住んでいる人々の悲慘を救済しようとしている点ですどく対立している。しかしこの人道主義的立場は現状では現実貫徹することがむづかしい。何故なら、不良住宅地区の居住者の悲慘は、つきつめてゆくと住居の悲慘ではなくて生活そのもの、悲慘に帰する。ところが貧乏をこの社会から放逐し、大衆の生活水準を引き上げるといふことは社会政策の範囲からとびでた「事業」であり資本主義社会では不可能である。ところが、この限界をみすごしてなお人道主義的であろうとすると、今度は押しつけの「人道主義」にかわつてしまう。それは居住者の悲慘を救おうとしながら、その悲慘の評価が当の被害者である居住者のそれからはなれてゆき、救済者の主観的な「人道」の押しつけによつて、単なる形式的な自己満足の事業に転落する。過去の改良事業、慈恵の事業は多かれ少なかれそうであつた。居住者はあてがわれた結構な改良住宅の中で生活様式の変化や生計上の不便を押しつけられる。模範的施設は慈悲深い為政者を満足させるが、その成果は空しく白眼の中にとりのこされる。

京都のある地区では不良住宅地の袋路の中に共同便所が「モデル」施設としてつくられた。周囲の老朽縮小な住宅にそぐわぬモルタル塗のこの便所は、視察者の眼を驚かせるが、それだけでなくさへ狭い空地をふさぎしかも居住者はこれを臭気がかこもるといつて余りこのまず、依然昔からの「非衛生的」便所を愛用している。ある地区の居住者は鉄筋コンクリートの共同住宅を建て、くれるよりも、バラックでよいから附近と余りちがわぬ住宅を建て、ほしいという。別扱いをいやがつている。児童公園はつくられても余りうまく利用されていない。このようにして巨額の費用をかけた改良は、居住者のためになつていず、たゞ救済者の自己満足に終つてゐる。またしばしば改良事業が不良住宅地区の強制移転である場合のあつた事は周知の通りである。

政治的、経済的、社会的な平等の上にたない人道主義は、形式的な人道主義に墮落する。こうして、居住者の生活昔から道離した人道主義は、自分の標準で改良を押しつけることによつて、結局人道主義を標榜しながら第1の立場、つまり「居住者の幸福」でなくて、なにか「全体的」なものへの奉仕の手段に変化し、人道主義的説明はこれを大義名分化する理窟に転落する。居住者の保健状態を気の毒がつている態度は、しらぬ間に、そこにおこる伝染病の他への蔓延防止という立場からこれを問題にしていることになつてゐる。第2の立場はしらすしらす第1の立場に融合してゆき、問題は混沌とする。これが今までのたいていの改良事業の実情であり、この二またかけが、その判定基準の混同の中にはつきり表れて来ている。

5. 居住者の主体的改善意欲との結合

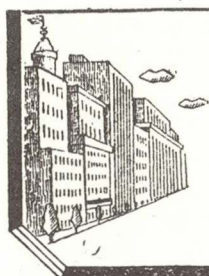
我々が将来不良住宅地区改良を考えようとするならば、居住者の立場をもつと第一義的にとりあげ、居住者の要求に合致した「悲惨の改善」という立場が確立されねばならない。これは民主主義社会の立前上当然のことである。之を実施するためには無論居住者に対する住居の正しい認識への啓蒙が必要である。しかし啓蒙とは決して単なる説教ではない。居住者の改善意欲を組織してゆく具体的活動の中でのみそれは行われる。居住者がみづからの悲惨に目覚め得るようにすることこそ悲惨を解決する最も基本的な条件であり、住宅改善をおしすすめるた

めの不可欠の力である。これを忘れるとたゞ慈善心による足手まといの意図な住民をつくりだすにすぎない。だがこの自覚に決して現在の彼等がもつ「自覚」の肯定ではないと同時に、また上から与えられる自覚でもない居住者が自ら居住条件を改善しようと努力する組織の中で働いてゆくうちに作り出されるものである。こういう点から考えるならば今までの不良住宅地区＝貧民窟が労働階級というよりも、それらから転落した一層みじめな組織をもたない脱落者、ルンペン・プロレタリアの居住地のみに限定しがちであつたことはあやまりであるといわねばならぬ。組織労働者が中核となつて、民主的な居住組織をつくりうるような地区こそより有望な地区でなければならない。

しかし、居住者の生活の低さから生れる住居の悲惨さを住居の面だけで改善してゆくことは困難であり、それは当然生活の悲惨を全面的に除去する活動の一面として関連づけられねばならぬ。それは明に不良住宅地区改良の問題よりもより大きな社会革命の問題につながるまた居住者の自主的自覚や居住組織の発展の要請も現状では多くの障害をうけよう。したがつてこゝではこの問題については之以上論じない。たゞ将来の不良住宅地区改良が真に人道主義的であらうとするならば、たえず「居住者」というものを第一義的にとりあげ、その主体的要望と合致した生活の向上をとりあげる立場で事業がすすめられるものでなければならないということだけは、特に注意を止めておきたいと思う。

6. 不良住宅地区選定の条件

勤労者市民の生活難一般の解決をよそに住宅難の解決をとりあげることは現在不可能になつてゐるが、さしそまつた状態で生活難改善の一助としてのそれを考えてみると、住宅不足に対する量の充足と平行して、巨大な住宅不足で深刻化された住居状態の低下を対照的に改善しなければならないもののうちで、特に二つの面が注目される。第1は老朽危険住宅の超過使用であり、第2は生活水準の低下と結合した密住と生活不安である。之に対する対策は二つの面で樹立されねばならぬ。老朽住宅の改築と密住の最低条件規定に基づく救済である。これらは共に今日の如き住居事業をもたらしたものが責任をおうべきで、その直接の救済者は国でなければならない。



建物クリーニングの店

創業30年 古い歴史と新しい技術

ビルディングのクリーニング工事
古い住宅が新築同様になる美素工事 } 請負
新築住宅にお手入れのいれぬ美素工事

株式会社 美素工業所

大阪市東区瓦町(堺駅)三和ビル3階 電話北波③5838番



カタログ贈呈

後者については、住宅投資の急増を期待し得ない今日、依然として住宅の再配分が重要な手段として残っていることは忘れてはならない。

こういう個々の「不良」住居状態のほかには地区集団としての改良事業も考えられる。その理由の第1は「不良」住宅の集団はその規模と構成比率の増加に対応して集団の不良度を質的に高めるということ、第2に都市構成上の不良地区は現在いまだ存在しており、これと結合した不良住宅の改善は都市の再開発の一部として集団的に実施されねば不可能であるという点で。

この場合、改良事業に対する慈恵的立場は前面から消え、都市改造の面が大きく打出されてくる。この様な観点から「不良住宅地区」を選定する場合の条件をあげてみると次の如きものが考えられよう。

1. 家屋の構造。老朽度、過密等により改良すべき「不良住宅」の集団であるということ。都市構成上の観点からすると耐火性が考慮に入る。殆ど（例えば90%以上）準耐火構造老朽住宅の構成比大（例えば20年以上経過住宅90%以上）。

2. 住宅密度。地区が全体的に改良されなければならない状況にあるという条件の表示としては、大づかみにいつて住戸密度と次の3. 4. 5. 等の条件が考えられる。1 住戸に必要な平均的最低面積の要求から、例えば1 ha 当り100戸以上、或は500人以上居住というような条件があげられよう。但し密度の数字限界は住居形式により異なる。

3. 建蔽率さしかけや建増しを入れて総宅地面積に対する建蔽率80%以上、或は床面積率100%以上という様な限界。

4. 街路状況。街路巾員せまく、袋路等の存在する無統制発展地区。例えば2 m未満の街路より出入する住戸の比率30%以上とするもの等。

5. 施設状況。下水道完備せず、低湿地、街路、床屋の湿潤の傾向、上水共同率30%以上便所共用戸数50%以上等。

6. 集団規模。集団的に地区として再開発す事に必要な下限、例えば200戸以上。

7. 位置条件。改良順位の重要度決定の意義をもつと思われるが、都市防火上よりみたその位置の重要度、都市構成からみた重要度。

8. 生活水準。これは地区改良の基本的条件ではないが、生活水準の低い居住者達によって居住されている地区の改善は公的援助が必要であるという意味の条件として。要保護世帯の比率大、1人当り居住面積2.5帖未満の過密居住70%以上、12坪以下の極小住宅の比率70%以上等。

7. 見透しをもつた住宅政策の一環として

以上の如き標準で日本の都市地域のうちいかほどの住

宅地がとりあえず再開発さるべき地区であるかを明にすることは極めて重要である。その中の若干は直ちに着手する必要がある。けれども、この事業は住宅政策全体の展開の上に位置づけられて始めて価値あるものとなるので、たとえそれだけでは全然無意味であり、却つて危険なものであることはいうまでもない。

例えば上記の条件の中には建築法規等の取締りにより現在その新たな出現が阻止されるにいたっていない条件も若干ある。したがって改良を効果あらしめるためには、それと同等以上の制限が確立されねばならない。例えば建築物の老朽判定と改築の義務づけ、住戸密度の制限等は直ちに着手されねばならない。第2に、老朽住宅の改築や、過密住居の改善はさきへのべた如く単に集団地区だけの問題ではない。之を個々の住宅についても実現せしめるためには、地区改良事業だけでなく、全不適住居の改善事業及びその維持に対する負担をどう配分するかで解決されていねばならない。

またこの改良当然既存住宅（それは老朽によつて当然改築すべきものではあるが）の清掃を意味するから、現在の如き住宅供給が消耗に追いついていない事情では極めて危険な事業である。しかも紋上の様な立場で行われる改良事業は、居住者の状態改善の立場で行われているのではないから、現住宅主義は必ずしも貫徹されるとはいえない。したがって改良事業の推進は今までよりもより一層強力な住宅供給の前進なくしては不可能である。

また対象地区居住者の生活と住居の保証は一般の不適住宅の改善の場合と同様重要な条件となり、居住者の住宅改善の要求に合致しつゝ極貧者が低劣居住へおちこまないような最低生活の保証と最低生活者の適格住居獲得に対する援助の組織が必要となつてくる。実に一連の複雑な住宅政策と社会政策との裏づけを必要とするといわねばならない。このような住宅のみに限らず全生活面に於ける最低生活の保証を実現する見とおしのある政策の一環として行われた時にのみ、不良住宅地区改良は積極的な意味をもち得る。またこれを住宅政策のみに限定するならば住宅の改良は質的にせよ量的にせよ消耗を追いこし不足を着実にちぎめてゆく住宅建設の進行こそが第一の前提であることを再び確認しておくことが必要である。

（筆者 京都大学教授）

合 社 資 大 阪 市 北 区 木 幡 町 三 一 番 地 電 話 堀 川 四 一 六 四 番	合 資 奥 村 重 兵 衛 商 店	合 理 的 工 法 ・ 責 任 施 工	防 錆 完 全 ・ 中 空 防 音	耐 震 ・ 耐 火 ・ 軽 量 ・ 堅 牢	採 用 下 さい ・	は 日 進 式 を 御	を ・ 軽 量 鉄 骨	に は 軽 量 鉄 骨	間 仕 切 ・ 天 井

屋内消火設備について

小 川 誠 耳

(1) 消防組織法(昭22.12.23法律第223号)が公布されて、法による国家全体の消防施設が確立され、国家機関としては国家消防庁が設けられ、自治体の機関としては消防庁または局が必要であることになった。昔からの消防署とは性質の違ったものになり、市町村長らはその自治体の費用により消防を充分果すべき責任をもたされ、同時にその責任に伴う権限も拡大強化され、「市町村の消防は、国家消防庁の運営管理または行政管理に服することはない」(第19条)となり、また「国家消防庁は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県または市町村に勧告し……指導し、助言を与え、または設備、機械器具および資材の斡旋をすることができる」(第20条)ということになった。だから、せいぜい忠告までで、命令権は一切無い。自治体の消防施設はその地方事情により、消防局長の考えひとつで、自主的にどんな機能、範囲の施設を、その消防条例、規則に規定しようとのままだという立場にある。

(2) ついで、消防法(昭23.7.24法律第186号)が公布されて、各都市には消防庁や局を設けて、消防条例、同施行規則ができなくてはならぬことになった。これは現在大都市では発足しているようだが、中小都市には、いまだに名実ともになんらのケハイさえないところもあるらしい。

(3) 屋内消火設備というものは、法以前には皆無であつたのかと言えば、そうではない。法以前でも自発的に建築設計者と建築主の発意により、主として衛生工事業者がアメリカの実例や Fire Code を調べて、国情と建物の規模と設備費に相応した消火設備はしていたのである。この点衛生工事業者は一番実際に明るい経験者であつたと言っても過言ではないのだが、これの経験者はだれ一人、法の制定にも条例の作製にも参画してはいない。はじめて東京消防庁の火災予防条例を見たとき、屋内消火設備に関する限り、このままでは実際の適用に不明な箇所も多々あり、不備な点がかなり目につくので、衛生工業協会では会員が委員会などで顔をあわすごとに話題にのぼるようになった。そこで、国家消防庁、東京消防庁、建築設計事務所、協会有志者で昭和24.2.21.と4.15.と2回座談会を開いて、この際「消火設備委員会」を設けて、各方面の納得できる勧奨規準を制定してみよ

うということになり、昭和24.11.25.を第1回とし、昭和26.5.4.第21回をもつて一応骨子成案を得たので、これを委員以外の関係有志者と座談会を開いて意見を聞き、また協会誌に発表して広く会員の批判を仰いだ。それにもとづき、その後さらに検討を加え、かつ、まえがき、解説、参考資料などを追記して、最後案を発表しているこの間、昭和25.2.12.国家消防庁では、全国自治体の消火設備の標準ともなるべき条項を含めた「火災予防条件準則」(昭26.2.国消管発第325号、消研発第6号)を公布しているが、この準則に見える条項に関するかぎり消火設備委員会の決定と同様である。準則は取急ぎ公布する必要があつて、協会の発表より先に決定公布したものである。

(4) 規格があろうと、準則があろうと、地方自治体は参考にすることはあつても行政上の制御は受けない。これを逆に言うと、地方へ行くほど、なんの経験もない人が当該局にすわつて、ロクに研究も調査もせず、ひとりよがり、条例、規則をきめてしまうということもおこりがちである。ご当人は大まじめでも、その成文はどこか調子がはずれていたり、ビントが合わなかつたりして実情に適しない箇所があり、また建築上不可能なこともおこつて、建築主体の計画にも困るというようなことも生じるのである。

(5) 旧来の消防署というものは、その都市の程度に適應した範囲の機器用具、水利により、出火を外周から消すことには、たしかに権威者で経験者でもあつたが、屋内消火設備については何等の知識も経験も無く、また法以前には、その職務範囲外の事項に属したので、関心をもつ必要もなければ研究しなくとも恥になるわけでもなかつたのであるから、知つていようはずはないのである。また、従来とも、地方へ行くほど、そういう必要を感じるような高層広大な建物も無く、木と紙と土でできた、せいぜい2、3階建の家屋が95%で、火災時に建物の中へ入るとか、建物内の消火設備を利用するとかいうことは考える必要はなく、出火家屋の外周から、なるべくフンダンに水をブツかけて、早く消しさえすればよいので、あとには焼原ができるもの、というのがわが国の火事の常識なのである。しかし、今日においては、屋内消火設備は、消防署の職務範囲に属しているから、それに

つき口出しする職能はあるが、なにぶん、上述のごとくいまだ旧意識と知識に乏しい方々が、不徹底な研究のまま、妥当ならざる条例や規則や指令をつくることはあり得ることで、いささか不安げなのである。

(6) その後、建築基準法(昭25.5.24法律第201号)および建築士法(昭25.5.24.法律第202号)が公布され、基準法の第35条には、「……消火せん、スプリンクラ、貯水そうその他の消火設備並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない」となつており、この技術的基準を示す政令は現在のところ、政令第333号(昭25.11.6)だけであるが、それには消火設備については示されていない。

(7) 建築基準法において、地方自治体は建築主事が建築一切につき確認の権限をもつことになつている。建築主は、「建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることについて」も主事の確認を受けなければならない(第6条)のだが、その主事の資格検定については、基準法施行令(昭25.11.6.政令第338号)中に、「都市計画法(大正8年法律第36号)及び消防法(昭23年 法律第186号)並びにこれらに基づく命令の概要」を知ればよいとなつている。概要を知るだけで確認するのは妥当でないことももちろんであり、それには主事のもとにそれぞれ専門詳細に法規を心得た技術者を置くか、他の該当省または専門局課に依頼するか、権限の委譲をするか、なんとかしなくてはならぬだろうと思う。「建築設備」の内容については、基準法第2条、三号に定義されているが、これらの一つ一つを、建築主体に対する知能と同程度以上に、なお、それらに適用される法規に適合するように熟知し、設計し、作図し、予算をたて、施工させ得る能力を持つことは、容易なことではあるまい。そういう人が主事であることはもとより最も望ましく、将来はそうなることが理想であり、そういう建築士や主事ができるように学校教育からしてスタートしてもらひの方が万幸都合である。

(8) さて、屋内消火設備に関しては、基準法や士法より一足お先に公布された消防法中に第7条があり、建築主事だけでは決定できず、消防当局の同意がなければ確認にならないタテマエである。これは建築関係者のお氣に入らぬ事柄であつたようである。ことに、官庁方面の方々は、従来は、官庁用建物はその諸設備もろとも、一切が自治体の条例規則に先行し、それを無視して設計してもよかつたのであるから、今後は、その地方の消防署長または消防長の同意を得なければ、上位機関たる官庁の建物が建築できないとあつては、オモシロくないにきまつている。前述消火設備委員会で、消防庁側委員から、この第7条についての建築関係者との法の上での論争を聞き、建築関係者の希求するのが何であるかも知つ

たが、まるでツルシアゲのようなメにあいましたよと言つていた。そしてこの点協会側委員はどう思うかという質問であつた。協会側全委員が一致して強力に希望する意見はつぎのようであつた。

「建築のことは建築士が一切処理する、できる、とは主張したいだろうし、それが理想であり、われらも希望するが、旧来からの建築技術者は建物主体の知識にのみ偏して、設備については概要知識しかない。今後はこの点充分認識を新にしてもらわねばならぬと思うのが設備関係者長年の願望であり、ことに、建築関係者は一応建物完成までで法的責任も打ち切られるが、消防当局としては、完成中はもとより将来にわたつて、その建物の消火設備を消火に都合よく有効なようにと要望するわけだから、屋内消火設備については、その条例、規則に従つてもらわねばならぬことは、たとえ法規の無かつた時代でも当然なことで、法のできた以上、その地方の消防当局の納得すべき設備でなければならぬことはもとよりだと思つてゐる。旧来は、主体だけの必要図面だけで設備は追願ということで工事に着手できたが、これを一切やめてもらいたい。消火設備の設計図書類も添付されていなければ不備として工事に着手できぬ建前にした。従来の実情は、すでに主体のコンクリート打が2階分も3階分も済んだ時分から設備の設計を始めるというようなことはしばしばあつた。だから、消火セン箱や壁の位置も、変更したくとも出来上りになろうより仕方なくなる場合もあり、随分有効でない箱の位置でもガマンすることもよくあつたが、かようなことは最初から設備をよく検討しないからおこるので、これはただに消火設備だけではない。衛生、暖房工事などには、もつともつと問題が多くあるのであるから、いずれは近き将来規定さるべきそれらに関する行政面でも言えるのである。ともかく法規のある消火設備だけは法どおりに実行してほしい。(主体と設備とが有効に完備し、衛生的で危険・危害のない安全便利快的な、人の住む建物)を建築するには、それが当然のことである。われらは第7条大賛成であり、しかもその現実の実施を切望する。」消防庁側委員は、もう一度ツルシアゲられるかと思つていたが、これは意外だ、とホツとした顔付であつた。

(9) 設備関係者の一員として、私は上述のように思つてゐる。ただし、この実態の取扱運用にあつては、できるかぎりの便宜と迅速な手続方法を探ることは、もちろん望ましくことであるが、実質的に有効妥当な消火設備のできるようにする主意はあくまで通したい。しかしながら、現状は、その同意すべき自治体の消防当局が既述のごとく、主要都市といえども、いまだ屋内消火設備につき適任経験者を得ていないうらみがあり、認識の上で出す指示ならまだしも、認識さえなく大したことに思わず出した指示がとんでもない高価な不適当な設

備費になるようなこともあり、設備業者も建築士も困却した例もある。国情から言っても法規で命ずる以上は、許す最小限度の設備で承認するよう心がけてもらいたいものである。その標準として準則が公布されたのであつて、これは委員会であつても検討して最低限度でよいように採つたものであり、自発的に優秀高性能の設備をしたいという建物は別として、比較的少延坪の建物では設備費の率が高くなるのだから、指令系統にいる者はよほど考慮してやつてもらいたいと思う。また、反対に、地方の中小都市のうちには、県に局もなく、市に本部もないのか、条例もいまだ公布されておらず、県の建築課にしても、法や準則も、知っているのかいないのか、すこぶるアイマイとしていて、消火設備は消防署と相談してくれとのみで、トント他人事のようなところがある。しかもその署員が、やはり同様にアイマイとしていて、その人、その場、その時の気持ちひとつで指示するとしか思えない指図をする実例もある。だから、消火セン箱さえつけておけば、1 ズルから水が流れ出るだけの設備でも許可になつたり、千坪以上の延面積の建物に屋内消火設備が全然不用でもさしつかえなかつたり、そうかと思うと同程度の他の建物では大げさに要求されてみたり、とんとテンヤワヤである。かくては、建物の間取りや配置にしても、せつかく設計済のものを、消防署が思ひぬ要求をするために、軒を分けてみたり、防火壁が必要になつたりする余計な手数料を生じることもおこり、地方にゆくほど、消火設備のことがハッキリしないのでこまるということ、建築士から聞いたことがある。

(10) 新しく法令が出れば何かと矛盾、不都合な面ができて、また、容易に末端にまで行渡らないということは、別に珍らしいことではないが、この際国家消防庁は消火設備の技術者を養成して地方に派遣するか、巡回講演をするかして、もう少し地方自治体にも筋の通つた設備ができるようにしないと、このままでゆくと、戦前の水槽便所取締規則のように、各県まちまちで統一がなく、しかも地方へ行くほど、効率に比してはなはだしく費用のかかる構造を要求され、かえつて水洗便所の設置を断念するか、不衛生な寒心すべき無届設置がバツコするような逆効果を來す虞なしとしなかつたと同様、経済力の弱少な地方ほど消火設備に費用がかさむような結果になつたり、反対に、法規の最低線よりもさらに低能力の申訳ばかりの無効力な設備が許されたりすることにもなり、また建築設計や設備計画にも、各県各自自治体ごとにまちまちではこまる、ということ、私は消防庁側委員に話して善処方を要請したが、何分子算面からも人手の面からも、充分な活動はできないのが残念だ、とのことであつた。

(11) 消火に関する限り、小都市ほど消防署の現有機能は低いのであるし、大火にいたらしめずに早期の消火

を有効にする必要があるという主旨から、小都市でも準則以下の設備は採らない方がよいと思う。衛生工業協会の屋内消火設備規格は、準則よりもさらに詳細明確に、具体的に、また設計上の参考資料をも添えてまとめているので、関係者は一応目を通しておかれることをおすすめる。そして、まことに余計なことながら、地方の特殊事情による条件はいろいろあろうけれども、概してこの勧奨規格の線は全国に通じて採用されても適正妥当であると、信じるので、地方自治体が、なるべくこれに準拠し、あまりヒネクラずに、全国が大差のない設備でそろふことを念願している。建築、設備、消防各関係者ともにその方が便利で能率的で、また国としても経済的であると考える。

(12) 屋内消火設備については、つぎのような、相当な問題が、他にもう一つあるのである。「自治体の条例に適合した消火設備をした建物は、率の多少は第二として、とにかく火災保険料の割引をするのが、保険会社の社会的義務であり責務でもありはしないか。」

ということである。かようなことまで私のような設備業者側の者が余計なおせっかきをやかなくともよいかもしれぬが、これが実現し得るよう努力する先鞭をかぐつこともまた業者としての良心であると考え、また設備費が死金にならないようにと念願するからである。ところで火災保険会社の料率というのは、損害保険料率算定会というので決定する率によるのださうであるが、この算定会なるものは、政府の機関でも、利害関係各方面の委員から構成された公平な中立性のあるものでもなく、わかりよく言えば、全火災保険会社の共同支出経費によつてまかなわれている各社共通の一分課に過ぎず、当今はなほだ民主的ならざる組織内容であり、どう考えても保険会社の不得策な算定はしそうにない会である。由来、保険会社と大蔵省とは金融関係では複雑な関係ださうで、かかる政治面に及んでくると、私にはよくわからないがとにかく、かかる一連の事象は、現在の保険会社のアリカタや料金がどんなものかということ想像せしめる。それはさておき、算定会から委員会に出席してもらつてこの問題につき質問したところ、準則や東京都火災予防条例程度の設備では、割引の対照にはならないし、申訳だけの割引もする意志はない。もう少し高圧力と管理取扱者一定数の常置とを必要とする、というのである。これは全国的な問題でもあるから、国家、都両消防庁と会社とで協議してなんとか歩み寄れないのか、法により設備しなければならぬことが保険割引の対照にならぬというのは建築主にとっては捨金に等しいわけで、業者も設備のしがいもなく、なんとも不人情な気がする、というのが協会側委員の意見であつた。昭和26年春ごろ、算定会から、消火設備とその割引率とを発表するという通知に接して出席し、算定会集の設備内容を明記したパン

フレットを渡された。なるほどその内容は、都条例や準則の線よりは概して Severe でありそれでは高層広大な建築は別として、最も設備費軽減の望ましい中小の建物には相当比率が重くなるばかりか、設置不可能に近い容量の貯水タンクを要求したりしている箇所があり、建物の実状にそぐわない条件もある。その席上、協会側委員の一人は、かような Severe な条件をつけるのはなるべく保険に入れまいとする考えなのか、加入してもらいたいという意志なのか、と質問したくらいである。しかも、それだけに設備しての割引率は思つたほどでもないのである。話というのはこれだけであるが、これは建築士にとつて設備業者と同等以上に関心をもつてよい問題だと思ふので、上述の次第を充分認識しておいてもらいたいのである。私はその後の委員会の席上で、現行保険会社を相手にせずということも一策だから、現行法規の許す方法で自治体の条例に適合した消火設備のある建物は、すべて低料金で保険する会社が団体のようなものをつくることはできないものか、という雑談をした。そんなことのためではなからうけれども、その後いくばくもなく、東京都では、消防総監、知事、都議会議長らが発起して、都内建物のため、都の公共事業として、火災保険会社より低料金で加入せしめ、その剰余金で都の消防施設や機器の充実をはかるという「東京都火災保険相互会社」設立案をたて大蔵省に認可申請をした。ところが、日本損害保険協会は、民業圧迫だと猛烈に反対しだして、政治的裏面工作に狂奔していると新聞ダネになり、トタンに保険料金をアツサリと15%がた値下げした。そして、これなら都案と料金差僅少であり、今後再検討する用意があるから、都の設立する意義がない、と言いだした。「意義がない」とは、モノは言いようがあるものだと思ひしたのである。

(13) かような第二義的なことには、建築士は触れなくても、法の手前はさしつかえないかもしれない。設備業者は立派な設備ほどモウカルので高級設備 O. K. である。また、そもそも上述のような要求はお門違いで間違っているかもしれない。しかし、どうも私には火災保険会社の心構えに納得のゆかないものがある。なるべく建築費は低廉になるよう、なるべく費用は有効な支出であるようと念願する。総工費からみて、準則の示す程度の消火設備費の率は大したものではないかもしれないが、ひとつ建築士の方々にも、この問題の後継をお預けしておきたいのである。

(14) かくて、屋内消火設備費は各自治体により相当に差違が生じる現状であり、一地方では不用の建物が他地方では必要であるということもおこり得る。いずれにしても、小建物ほどその比率が高くなるのはお気の毒な事実である。これらの統計は敗戦後新築の数も少く、法規の実施後日も浅いので、いまだ信じ得る資料に乏しい

が、戦前の自発的な消火設備費の比率より上回ることには確実である。東京都条例に適合した都内建物最近の2例のきわめて概数をあげると、

延面積 17,000~20,000m² (地上8階、地下1階)

消火設備費÷総工費=0.50~0.45%

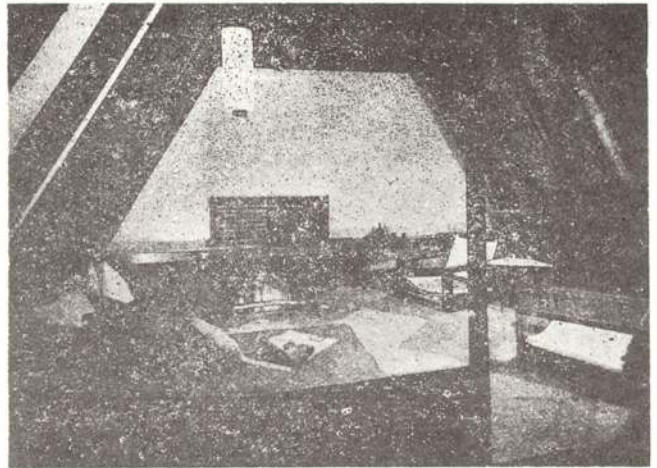
延面積 70,000m² (地上8階、地下2階) 0.40%

これらは大建築物に属する。間隔は1500m² 程度の延面積で消火設備を必要とする範囲に入るような建物であつて想像ではあるが、おそらく2.0%にもなりはしないかと思える。

(15) アメリカ最近の資料によると、不燃性建物内の火災で、その損害を分類すると、燃焼によるもの25%、消火水によるもの75%だそうである。だから火災には消防隊が出動するばかりではない。防水布を満載した家具の水害防止班も出動して、実に敏活迅速に衣類家材類を被覆して防護するそうである。(国家消防庁、消防研究所長の視察談)。ともかく、不燃性建物では、焼跡は原ツバにはならない。水害が直接の火害の3倍にもなることは、フンダンに水をブツかければ能事足りりとする従来からの消火意識を一変して、なるべく水をかけぬよう努力しなければならぬのである。アメリカでは Fog Nozzle が研究され、薄水膜のオワンを噴出して火元にかぶせ、酸素の断絶をはかる方法も採られている。建物内に噴射した消火水は、すべて地下階に集まつてきて地下階を池にするのである。東京白木屋大火のとき、消費した消火水全量は、ほぼ地下階1階分を満水せしめるだけの量であつたと聞いたが、なにぶん地上の階から滴のごとき水流が、階段、エレベータ、シャフトなどを落下した。地上階からの水は一階から道路へと導水し、地下一階に集まつたのは地下鉄内に流下させた(地下鉄こそよいメイワクである)。なおそれでも地下の最下階に集まつてくる水は刻々増加して、機関室機械室に流入しようとするのを、戸口に土俵などを築いて、かろうじて全電動機、機器の水浸しになるのを防止した。もし、全機器が水に浸つたら、当分人の住めぬ建物になつたであらう。消火には、今後は景気よく水をかけることは考えものだし、地下階に流下するのを極力防止する方法を、手早く採らねばならぬのである。その措置に必要な用具も準備しておきたいものだし、建築構造の方でも、かかる場合にどうしておけば水の落下や屋外への排除に好都合かを研究する必要もありはしないか。

(16) 最近、工事中の高層建物で火災をおこしているこれは消防当局としては無関心ではいられないから、なんとか工事関係者も消防当局と打合して協力してもらえないものかという話が委員会を出ている。困難な事柄ではあるが、建築関係者も誠意をもつて消防当局の希望を聞き、できるだけ善処するようにされたいと希望する。(筆者 齋久工業KK 常任監査役)

建築若人の座談會



建材と設備の立場より

出席者 大阪城口研究所 平井為三郎 西村 吉次
 (順不同) 桐田商会 尾市 清
 近畿電気 真砂野 昭 白庄司秀三
 山本建村 山本 光登
 井上商店 井上 浄夫
 建村社 村岡民之助
 内外土木 糸井直太郎
 須賀工業 須賀 栄一
 司会 編集委員長 白石 博三
 編集委員 南 長吉
 編集委員 谷口 尚武

白石 今回建築にたずさわる若い人々の座談会と致しまして材料と設備関係者の座談会と官庁、事務所、請負等に居られる建築家の座談会と2つの座談会を開催致しまして雑誌を飾り度いと思ひ御集り願いました。特定の話題を限定せず自由に問題を切り出して頂き度く一騎当千の各位に対して私一人では太刀打ち出来ないと思ひまして、南さん、谷口さんの両編集委員を煩ひまして私と共に司会者団を編成し皆様と御話し度いと思ひます。

皆様には忌憚ない平素の御考えを御述べ下さいまして特に建築が生産されますに当り材料業者、設備業者側と致しまして設計事務所、官庁、請負会社に対する諸問題について御遠慮ない御意見を承り度く、建築家側の御意見と共に両方の速記を誌上に掲載して会員諸氏に御批評を仰ぎたいと存じます。先ず南さんに進行係を御願い致します。

南 では設備の方から、須賀さんに御願い致します。建築事務所、請負に対する御意見を一つどうぞ。

須賀 今日のテーマを知らないで来たので話す方法を知りませんが、建築請負に於ける組織と質の問題があると思ひます。戦前管工事の仕事は不遇でしたが、戦後は好転して認められる様になつてきました。然しまだまだ設計上不便な点があります。冷暖房設備に於て、設計を

される方々に注文させて頂く事は建築プランと同時に参画させて頂き度い事です。予算が決められてから私等に来る。本当はプランを決める時、同時に私等の衛生屋の頭を利用して頂き度い。後から色々御話しても中々聞入れられにくいのが現状です。建築のプランが変更されて行くと、我々も設計を変更せねばならない。プランの変更と設備の変更とを常に平行して設計を進める事を希望します。

谷口 附帯工事の方は設計施工が多いですか。

須賀 現在では附帯工事の事務所は独立し得ない。全体の設計部にあるにはあるが、管工事のみの設計部の如きものはない。

谷口 官庁ではありますか。

須賀 一部はあります。

白石 私の方から見れば、設計上実際に役に立つ附帯設備のデーターが少なすぎますね。

須賀 施工面に亘つた場合ですか。

白石 私は教育に関係している為め思うのですが、学生にあたえる程度の略算データーがほしい。附帯設備の方では、そのデーターを一般に公開をしつづけているのではないのでしょうか。

須賀 そうではありません。それは日本の学校教育の欠陥です。建築教育の中では機械をマスターする課程がなさすぎるため機械科出身にしてやられてしまつている
 尾市 蔵前あたりは、そう云つた教育に力を入れているようですね。

白石 今の学校教育に於ては、建築設備は単なる観念的な教育であつて具体的教育ではない。その様な教育を受けた建築家が、無理な設計をして設備業者に御迷惑をかける。

谷口 請負の見積りの方では、建築の主体的な工事は要所を押えているが、設備の方は研究も資料も不足の為、値段で、いじめている様です。此れが現在の設計監督の

有様でありませんか。

南 然し設計者の為に設備でも研究部を設けてやつています。

谷口 衛生工業協会のポケットブック等出して居られますね。

南 計算の参考になるよう考えているんですが。

尾市 設計上の問題の一例としては、パイプシャフトを広くとつて頂きたい。図面を見れば大抵ぎりぎり一ぱいで、非常にせまい。

西村 桐田さんの云われた通りです。府市或は大きな会社の鉄筋住宅等でも、修繕の出来る様に設計上の注意が足りない。後にまで永く使われるものであるから、使用し方に依て故障も出て来ます。すると非常に修繕がしにくく出来ていると、修繕のため居住者にも御迷惑が掛つて来ます。近頃では、建設省アパートも基準が變つて来て居りますが、御研究下さつて無理のない設計と良い器具の使用を心がけて頂きたい。

村岡 一言述べさせて頂きますが、敷地の土質について附帯設備業者に建築業者が研究された事を教えて頂けない事が往々ある。地質水質の調査もぜひ附帯設備に知らして頂き度い。附帯設備業者は別個に地質水質を再調査せねばならない事があり勝ちです。又設計者からその様な事を知らして頂いても非常におそい。硬水の場合は装置も變つて来ます。先程のパイプの屋内に壁を研つてする工事も柱が出張りすぎて工事がしにくい事も多々あります。強度、美観と云う点で、つまり附帯設備と外観の調和を考えて設計して頂かねばならない。故に建築業者と附帯設備業者と膝を突き合して話し合う必要があると思います。

白石 要するに建築家に設備の知識が足りないのが御困りになる。建築家も構造学の方は、大体見当がつくが、設備の方は見当がつけ難い。設備のポケットブックは建築家が利用するのは、現在では非常に簡単なものか、詳細すぎるかで、利用しにくいのです。

須賀 私共は受験勉強の参考書の様なものを仕事の上で作っている。それを提供する気持はあるが、建築家が熱意が少ない。鉄骨構造は建物の骨であると、設備は血管に相当する。そして外装は皮膚に相当する人体で、血管が大切である如く設備を大切にして頂き度い。

白石 附帯じゃなくて、設備をいれるための外廓の建築を造ると云つてもよい程、設備は重要視される様になつて来た。設備と構造を主体として設計する様に考えが變つて来た。

須賀 建築材料に於ても設備の要求から発明されたものがある。防熱ガラスなど設備の方の要求から出来た。設備がイニシアティブをとることになるかも知れませんが

白石 電気設備の方で何にか御意見を一つ。

真砂野 電気の方でも御理解を一層深めて頂きたい。一般には判らないもの、こわいものとして監督者の分野でもその様に取扱われているが、須賀さんの総合設計者監督者への注文と同一です。

照明の事です。色々照明法式がありまして、どの用途にどの雰囲気を持たせるか、我々電気工事業者との連絡が必要です。総合的に進めないと取つてつけた様になり折角の照明が悪くなる。

南 此の間、東畑先生と話したら、最近設備費は建築費の半分掛ると云われた。それ程に設備のウェイトは増しています。

白石 次に建材の方に話を移しまして井上さんに先ず御願います。

井上 建築材料については、戦前と予算関係が根本的に違つて来ました。何故優秀な建材が出来ないかと云うと、原因は日本の入札制度にある。請負業者の出血入札が材料の発達を遅らせている。請負業者が出血入札をする為、つい安い建材を購入する様になり、引いては建材屋も品質を落して協力する様になる。私は建築協会あたりから入札制度の改革を叫んでもらい度いと思います。良心的入札、此れが根本問題だと思います。

非常に極立っている例ではスレートですが、アメリカでは、一枚810円です。日本ではカナダ産のアスベストの7万円から9万円もする相当高い原料を買つて、そして1枚370円から400円で市場に出しているのです。

南 山本さん何か……。

山本 入札の際に多少の販売店を見て頂いて無理な入札を業者はなさらない様にして頂き度い。入札は短時日でせねばならないので新聞等で見積をなさると本当の相場と違う。一例を上げると、メタルラスも値段が規格外のもので押えてあるため、仕様書通りの品を入れられない事がある。見積の場合時にその製品の質に注意して頂き度い。設計する前には概略その品の現場を見て計画して頂き度いと思います。

谷口 そんな規格外品が使われるのですか。我々請負でも仕様書にうたわれた通りの材料は入れて貰っている筈です。たとえ材料業者が規格外品を入れても監督側は規格マーク表示がなかつたらはねる筈ですが……。

井上 仕様書では300㍎でも注文は240㍎で、予算ばかりに力を入れて実際では240㍎のラスが使われています。

南 糸井さんからも何か……。

糸井 スカイトイトは、ガラス屋根の事です。高級な繊維工場に於て使用されています。須賀さんの云われた如く私共も設計の当初から参加し度い。ある繊維工場の営繕課の自家設計は人の関係から、請負、設備業者等に工場そのものの目的をはじめに充分説明されなかつたため、不満足な結果になつた事があります。

スカイライトは単純な設計で雨が漏らないだけでよいではありません。具体的に申しますと、或る紡績工場では直射光線の射入で塵が見えるため、心理的悪影響をあたえて問題になっています。直射光線は設計によりさけ得られます。又室内温度調節のためにスカイライトの密閉が要求される。それに対して諸負債段が安い為め完全な仕事が出来なく困った事もあります。我々もやはり突込んで色々とか開かして頂き又我々の意見も聞いて頂き度いと思います。

谷口 諸負債側に対して何か設備材料業者から御意見を一つ。

須賀 施工面に関しては、工事工程表に於て充分設備工事を含んだ工程表がほしい。電気工事等まるで工程に入っていないに等しい。大抵徹夜してやっている。此頃幾分理解されて、設備業者に工程表を出せと云つて頂ける、が尚現場当面の係員の理解が大切です。

真砂野 設計事務所の監督でなくして監督のみを業とする監督が出来てもよいではありませんか。

白石 設計と施工が分離される如く、専門の監督業と云うものが生れてもよいでしょう。段々専門化されて行く筈ですから。

真砂野 将来そうあるべきです。

糸井 結局値段と考え合せながら、目的に近いものを持つて行こうとしても我々がついて行けない監督があります。結局予算次第でやつつける事になります。

須賀 諸負債会社の封建性がまだまだ強い。電気屋、水道屋は封建色がぬけたものが多いので、その間に摩擦が多い。封建性を打破せねばいけません。日本の近代建築の裏にある悩みです。

谷口 ベンキ屋等は鳶や大工に働かされている事があります。

白石 電気屋が挨拶にこないと云つて大工がおこつてゐる事もありますね。

須賀 どうも何かの会台になると室中席次と云うものがあつて、大工、鉄筋屋、鳶、左官、ベンキ、電気、水道屋の順序になつてゐますね。

真砂野 施工順序に依てそうなのでしょうか。

谷口 左官屋など諸負債だから手直し代として別に出して居ますが、直接なか欲しいのですね。職人電賃でしようか。

谷口 世話役の下の方責任者が悪いのですね。

須賀 封建性ですね。

谷口 建材の直接施工に就て、山本さんから御意見を……………。

山本 普通新製品は、初めはメーカーが施工もやるが製品が余つてくれば材料だけ売ります。建材のみの店は、単価の競争と云う点ではメーカーの材料施工にはどう

も……………。

谷口 メーカーは出てこない方がよいのですか。

山本 最近の大メーカーは直接建材を売る事で責任施工はやりません。セメントの防水液等の材料は時として責任施工をやることありますが、これは仲々むづかしい問題です。

白石 材料のメーカーの施工と、材料売りのみの場合に就いて、傾向としてどちらが多いですか。

山本 それは一寸判りませんね。

南 村岡さん何か……………。

村岡 出血入札は何時の世にも害毒を及ぼすのですから、お互に無理をしない紳士的態度が欲しいと思います。それにおつき合い入札を無くする事、お互に時間的ロスを無くする事です。

白庄司 総合諸負債、設備者と共に現場説明に参画さして頂きたい。そうしないと見積に正確度がない。しかも期間が無いので徹夜して見積をするので間違ひ起るのです。

南 業界の若い方々から良い御意見を聞かせて頂いて誠に有意義と思います。来る15日の官庁、諸負債、事務所の会合の節には是非今日の内容を白石委員長より御話下さつて、今日の会合を意義あらしめるように取り計つて頂き度く此処で御願い致します。

白石 今日の御話は設計の方々にとつては欠席裁判の様なものでして、そこで司会者の1人である私は幾分設計の側に廻りまして皆様に質問させて頂きました。皆さんの御話は来る15日の座談会の際に御伝え致します。尚当日は今度は皆さんの居られない所で色々皆さんに対し設計者の側から御注文も出ることと存じます。それを共に雑誌に掲載致しまして、その批判はこの雑誌を読む方々に御願ひしたい。また皆さんは15日の座談会記事を御読みの上更に御意見があれば雑誌に御投稿下さつて更に誌上で討論をやつて行き度いと思ふ次第です。本日は長時間有難う御座いました。〔終〕

註 この座談会は次に掲載されている「設計の立場より」の座談会と共に計画されたもので、3月11日午後2時より午後5時迄協会会議室で開催された。速記者がなかつたので沖田編集係がメモをとり、白石が編集した。当日御出席の方々にも御断りしたが、そのため御発言の字句は勿論のこと相当変つた内容迄或いは誤り記しているかも知れない。若しそうであつたらこれは全く編集に当つた者の責任であつて御本人には全く責任のないことを附記する。(白石)

カット写真は素人大工でも建て得る等辺三角形のトラスに依て組まれた週末休暇用のモデルハウスの内部 (Arts and Architecture, Janr. 1952) より

設計者の立場より

出席者 大 林 組 窪田 祐 森下 祐良
(順不同) 竹中工務店 長沢 徹夫
鴻池組 白石 静二 小西裕一郎
榎原 章雄
安井建築事務所 佐々木新一
坂倉建築研究所 西沢 文隆
山下建築事務所 彦谷 邦一
大阪建築事務所 小笠原祥介 西嶋徳太郎
大阪市建業局 村島 彰 渡辺 禎己
大阪府建業部 棚座 正信 内藤 一真
特別調達局 太田 平司 福田 信雄
阪大工学部 足立 孝
京大工学部 増田 友也
都島高工 中野順次郎
司 会 編集委員長 白石 博三
編集委員 南 長吉
編集委員 福田 朝生
編集委員 光安 義光

委員長 本日は御忙しいところを多数御集り下さいまして狭い協会の会議室に入り切れない盛況で誠に有難う御座います。今日の座談会は話題の順序などにこだわらず御自由に活潑に平素の御考えを御聞かせ願いたいのですが、先般催しました建材及び設備関係者の座談会に於て、今日の会合のあることを申しました処、是非その日の話の模様を伝えてほしいとの御希望がありましたので私から先ずその概略を話させて頂きます。

(内容省略、別稿「建材と設備の立場」参照)。

さてこの点に関しどなたから御意見を御出し願う度いのですが……。

新材料と新工法

西島 材料は次々に新しいものが出る。その内適合したので使つて見たいと思う時、一番用るのは具体的な資料が貧弱な事です。その材料の性質、長所短所など何もデータの発表なしにともかく売り出す。それをわれわれが一々試験をして見ることは時間的にも許されない。時には甚だ信頼度の低い品も売り出される。もう少し研究してから売り出して貰いたいのです。

佐々木 材料商からは科学的データを出される事が甚だしい。例えば熱遮断材にしても熱伝導度がいくらか調べずに売出す。だから設計に直ぐは使えない。アメリカの製品によく似たテックスでも大学で調べると吸音係数が低い。ベニアにしても非常に欠陥がある。それを充分調べずに売り出している。科学的性質をはつきりさせて売り出して貰いたい。

白石 請負の方でも親切で材料の科学的性質が大切です。総ての材料はその科学的性質とそれからその工法を明かにして売り出して貰いたいのです。

足立 試験する立場から云えば請負の方々が持つて来るのですが去年テックスを構造材に使いたいと云う話がありました結果は不良でした。材料屋さんが売出す前にそれをやつて頂き度い。

彦谷 材料屋さんのアスファルトの防水の場合責任施工がある。材料屋さんは材料を運んでしまつたらそれで終る。そのものに対する専門的な職人が熟達した技術をもつて最後迄やる責任施工がよいのではないか。アコスチックテックスなど貼り上げる所まで責任をもつて貰いたい。

責任がはつきりすれば請負のシステムまで変つてくるそれに建築材料屋さんには組織が小さいのが多いのですが、組織を大きく資本を大きくして材料屋自体研究所を持つて頂き度い。そして造作の責任施工をして貰いたい。

委員長 今の彦谷さんと同じ様な事です責任施工を各方面に発達させ、責任施工を組合せ総合して建築する法はどうですか。

村島 市は高級建物をやつていないですが、殆ど材料支給でやつている。防水は責任施工です。屋根材料(瓦)は現在責任施工ではないが一定期間責任を持つて貰つてゐる。一番困ることは金具類で指定は困難でしかも指定せねば非常に悪いものが入る。半月位で窓の金具がとれる。

又メーカーに於て、ラスの一時目ものは市場には出ていない。ラス等は機械操作でとれると思う。設計書通りのものを造つて、貰い度い。

新しい材料を使う事は非常にむづかしい。大きな業者の試験ずみのものでない殆ど使いません。

委員長 新材料が充分な科学的性質の研究も工法も研究せないで売り出される理由の一つは設計者が新しいものを無暗に急いで使いたがるくせがあるからでもありますか。

佐々木 人より一步先きんじようとして後で失敗しますね。

委員長 設計の本質も追求しないで新しいもので、人目を引こうとする建築家にも責任がありますね。

村島 設計事務所は全般的に新しい材料を使いたがるのですか。

佐々木 設計事務所は施主の代表だから施主に迷惑をかけることが根本だから、新しい材料は先ず怪しいと思えば使いません。むしろ役所の様な大きい所こそ、研

究的にどんどん新しい材料をこなして頂き度い。

小西 スウィート、カタログの様なものが出来て欲しい。新しい材料は特に性質、形状、単価等、丁寧に書くべきです。研究がもつと必要です。

彦谷 アメリカではいろんなカタログをアレンジするだけでビルが出来る。デテールの納りに余りに苦労させられるのが日本の現状ですが。

村島 竹中工務店はアスファルト防水でなくモルタル工法で防水をやっているが、設計も工法も簡単で結果がよいそうですが、そのモルタル施工法も公表したらどうですか。

彦谷 竹中独特でない。ロータス防水です。補修もよい。

佐々木 それは結局、アスファルト防水とモルタル防水の対論になる。現に朝日ビルの地下がモルタル防水です。

足立 コンクリートさえよければ防水剤なしでも防水が出来ます。

彦谷 在来のアスファルトの方が使いなれているのだろうか。

佐々木 そうではない。竹中さんが朝日ビルを15年前作った地下室が裏書している。

太田 防水の問題では事務所が長年月研究をやっている訳です。

村島 空気連行剤はどうですか。

足立 奥島研究室がやっているが、その時の空気量によるが、現場の場合にはわからない。アメリカ式に現場に測定機があるとよいが。

委員長 出来上りは綺麗ですね。

窪田 AEの屋根スラブの屋上に水をはつてみたが水が漏らない。

足立 コンクリート船を戦争中満鉄で作ったが厚は7cmで内部はからからでした。コンクリートの打方さえ考えれば其の内防水の問題は、けりがつくと思います

委員長 材料の寸法の問題はどうですか。例えば三六の大きさなど……。

窪田 3尺の単位は今日では小さ過ぎます。3尺5寸位いるのではないでしょう。

委員長 アメリカでは4呎8呎が規格化されつゝある様です。

西島 私は工場で出来る寸法でまかなっています。然し大きい寸法の需要が増せばメーカーが作るでしょう。

足立 どの大きさがよいか。難しい問題で学生に研究させてますが仲々結論はでてこない。

棚座 身体が大きくなつたから3尺6尺では足りない。

窪田 生活様式が座式になれば三六でもよいが、椅子式になればもう少し大きく必要になつて来る。

設備の問題

委員長 材料問題に進もうと思います。此の間設備業者から云われたことですが設備は設計当初から参画してもらい度いとの話でした。それにつれてボイラー室が小さ過ぎるとかダクト配置が非常に困るとかそう云う事に苦しまねばならない時代ではなく今日の設計はむしろ設備を中心に考えて頂き度いとの希望でした。

南 此の機会に設備屋から御願いをさせて頂きますが設計する時にボイラー室やパイプダクトのスペースを充分にとつて貰いたい。我々に無理なく仕事をさせて頂きたく、修繕の爲にも壁や床をはつる様なことがなくして頂きたい。予算の面では電気、水道、暖房が最後の仕事である様にとり扱われている事が多いのですが我々の仕事は年中人の生活に使われ、設備は建築を人間に例えれば心臓の様な役目をもつていと云う事を皆さんに考えて頂きたいのです。

村島 近代建築では当然設備の比重が大きくなつてくる。我々の不勉強でもあるけれど建築計画の予算の接渉に於て設計専門の人間では設備の知識が少い為自然設備を後廻しにするのでもあり建築専門の学校を出た人でもつと設備専門の人が出て欲しい。根本問題は教育にあると思う。初めの計画から設備専門の人がタッチする事は重要な事であると思います。

西沢 坂倉事務所では大体設備の方に計算を相談してやっている。

委員長 南さんに失礼だが設備の方だけ十分にとると云う訳に行かない。総べてぎりぎり一杯に計画する場合が多いのではありませんか。

佐々木 私の方は設備に最初のプランの折に最小限度しか取らない。出来る限り貸室を多くし設備は最小限度の面積の方針をとっている。建物の出来上つてからの経営の面から考えてそうせねばならない。ガスビルは地下二階をとりました。大ビルは地下一階の計画でその3/5が機械室です。狭い感じですがそれ以上広げる事はビルの経営に関係する。官庁方面の建物なら機械室は広くとつて良いと思います。

南 レーモンドさんの設計はゆつくりしていて地下室は広いです。リーダーズダイジェスト等十分とつています。ダクトあたりもゆつくりとつています。建築事務所に設備屋のいる事務所としないのと大変違います。

西嶋 私の方には一人居りますが、どう違いますか。

南 一緒にやれば大分違います。三越の工事でしたが建築の方と設備の者と相談して設計したが大分違いました。

西嶋 私の方ではパイプ設備において現寸を並べてみる。入札の結果見積りが殆ど違わない。事務所に設備専

門の者が居ることが必要です。

又建築の狙いは美術的であり機能的であることだが設計者の意向を尊重する設備設計者が望ましい。

村島 設備の方が具体的に設計図を出して欲しい。配電盤なら型をすぐ出して欲しい。ボイラーが入荷するまで寸法を知らさない設備屋が多い。耐震壁にスイッチボックスを計画したりパイプを通したりする様な事が起こらない様に予めはつきりした寸法を知らせて欲しい。

委員長 学校教育では構造学にウェイトをおいて設備の方は大体の所で終えています、足立さんその点について……。

足立 根本は道具の研究、物理学的研究で機械の事であるから機械の人が建築の方へ入るべきでないか。そして日本の様に貧乏国は自然を出来る限り使う様にし、アメリカの様に総てを人工で解決する訳には行かない。アメリカの設計は消費である。リーダーダイジェストの様に石炭をどんどん焚いて熱を出していると言う事は日本には望ましくない。現在設備の教育は学生にカタログを与える程度に止っている。現在の学校教育の教授時間では満足は得られない。就職の問題でも設備の者は売行が少い。設備が重要視されて来たら違ってくると思うが現在教育の立場では満足はいかないと思います。

福田 それは設備だけの問題でなく総てについても同じ事が云える。設計なんかもそうではないだろうか。

彦彦 設備の方から我々に色々の注文があつた。私達も大いに反省し不勉強の点も認めるが、又反対に設備屋さんにもつと研究して貰いたい事も多い。例えばボイラー室の問題でもボイラーを小さいスペースにおさめる様にも考えて貰い度い。在来の方法はおおざっぱな点があるんじゃないか。スペースが不足の時に間に合う様設備屋さんには考えているか。巾木燦房は効率がよい。それを早速考えて居られるだろうか。又東芝本社には技術者がいるらしいが、大阪には商売人しかいない。設備屋さんの方にも缺点がある。今迄の附帯設備で困ると云い乍ら附帯設備屋さんで甘んじている。

南 我々も新しい方法を考えております。大きな業者からは毎年一人アメリカへやることも考えております。

彦彦 在来の考えて運んでいる場合が多いのではありませんか。我々は教えて貰い度い。小さいスペースでもこなせる様な人が出て来てほしいのです。

委員長 大分長くなりましたから話題を変えたいと思います。

図面のスケール

白石静二 近頃事務所の図面は1/50が多い。請負の方ではこれを描き直さなければならぬ。1/20なればそのまゝ使えるのですが。

西嶋 1/50の図面が多いと云うが逆に私の方からはむしろ1/50の図面で仕事出来る様になつて欲しいと申し上げたい。設計の期限は短い工期は設計期間より長い。工期中に細かい事を考えてもよいと思う。

白石静二 施工業者の方が建築事務所より実際負担が多い。

佐々木 私の方は1/50も半分位書くが1/20も書く。白石さんは図面を買えばそのまゝ施工することを云うのですか。

白石静二 そうです。もつと工法の苦勞を知つてもらい度いのです。直ぐ工事の出来る図面が欲しいと思います。

委員長 仕様書の問題ですが施主としても建築家としても望むのは、例えばコンクリートなれば強度そのもので調合ではない。漆喰塗にしても調合そのものが目的ぢやない。結果が目的です。その様なプロセスはすべて施工者の責任にしてはどうですか。

佐々木 将来の建築はそうであり度い。

足立 コンクリートでも配合より強度が大切なので現場ですぐ強度がわかる様になるとよいと思う。

西嶋 仕様書を詳細にするのは予算が窮屈だからそうなるので最小限度の費用で最大限の要求をする所に原因がある。建築も料理に例えれば1人前何千円なら問題がないが予算300円で級会をするとすれば詳細に決めねば要求が判然しない。その方が業者もよく判る筈です。

中野 今迄とり上げられた問題を聞いて居りまして設計と施工者の信用の問題になつてまいりました。そこで私は今一つ突込んで労働者の受け持つべき仕事のやり方を考えるべきだと思います。今日本で一番遅れているのは労働者の教育の問題でありまして、文部省が労働者の教育について全々やつていないことを痛感するのです。設計及び施工の最後の土壇場はこの職人にあると思います。今の大学の教育も必要だと思いますが、昔やつた大工の親方制度でなくして、自由労働者教育の問題も大切です。外国では練瓦工は立派な職業教育を取った練瓦工です。日本は此の職業教育が遅れている。

委員長 労働者の養成が如何に必要かは同感です。戦後は親方に弟子入りする制度はなくなり、これに代るものは確立されていない。

中野 TWIと云うアメリカの基本短期大学では此の職人の態度、物の考え方を教えてゐる。此処を出た人々は仕事について完全にやつてのけている。信頼出来る一級、二級職工に依つて手間ははぶけてくる。現場関係の方どう思われますか。

福田 中堅になる建築士技術者が指導したら自然的に職人も良くなると思う。

委員長 労働者を組織的に教育するんじゃない、中堅

の指導者に依つていけると云う意味ですか、熟練労働者必要なくて素人でも役に立つと云う意味ですか。

中野 私は専門的な養成機関を設けて高度の技術をつける事が建築各部門に意義あると思います。

森下 労働者特に土建関係には組合組織が必要だと思います。徒弟制度は経済的にも技術的にも親方から面倒をみてもらつて働いて居るし、親方が労費の頭はねも認めている。親方についていると職場が安定している。自分に事があれ、親方がほんと出してくれる。自分が独立する迄親方が経済的に保証してくれている。

中野 危ない職人の養成しか出来ない状態では良いものは出来ない。建築部門でも電気、機械の合理的な教育が必要です。日本の建築の仕上げを綺麗にするには熟練工の養成が必要です。

太田 都市に定住して働ける職人は少ない。半農の職人もいるし住居なく親方の家に居て搾取される形になっている者もいる。

土工事は場所的に変化が多い為理想と考えられても技能の養成機関は難しい。

極原 国家が取りあげるべき問題で新制中学を出た者の養成機関が必要です。そうすれば労働者も今迄と大変つて来るだろう。

中野 アメリカでは中学や高等学校に30も40も専門職業のコースがある。ボタン印刷業印刷業と云う風に。それを卒業すればすぐ仕事につく。学生は50才になつても女でも入学して来る。そういった教育を建築の労働者の養成機関として将来考えたらどうだろう。

委員長 処で話題を変えて違つた方面で増田さん一つ

増田 若人の座談会と云うテーマをみて来たのだが、先程来の御高説を聞いてみると、昭和15年あたりの感じがして、1952年の話題としては古びているぢやないか。請負や建築家の図面の事、大体昭和15年私が学校を出た時問題にした事と一寸も話題が変わっていない。私は根本的に反省すべきだと思う。新建築の目標、過去10年の空白時代、アメリカ、フランス、イギリスのアーキテクトが19世紀を見限り現代に進んだ動きにそれでついて行つて居るだろうか。建築家の道徳性を中心テーマとして新建築のスタイル、フォルムを考える事の方が大切ではないか。建築家のモラルの基盤と云つた最近の問題を論じなければならない。それに此の座談会の話を知っていると20年逆もどりしている様に思われる。

増田 名人かたぎとでも云いますか、社会意識を持たない名人気質、現代意識を失つた芸術家かたぎを礼讃するのはありません。建築家もやはり社会的寄与の為にある事は勿論です。然しとにかく建築家はモラルを追究すべきです。

先程図面の1/50、1/20の話が出たが設計期間が問題な

ので、1万坪の建物を3日間で設計せねばならない様な事が起る。本当は1ヶ月でも忙しい位です。詳細図の問題も私等のモラルの問題である。日本の現代建築に於て間違っている事は殿様と家来の関係がある事でモラルと首の問題である。コンクリートの強度の問題も同じ事、現代的モラルの反省である。

技術者はイエスとノーをはつきりすべきだ。宜しいと云う事、出来ないと云う事が仕事だと思う。合理主義を強調せねばならない。

中野 若い人の中で私は年寄の方であるがモラルの問題に変わつて来た事は喜ばしい。具体的問題として私はこう考える。先ず私は今自分は何をなすべきか、から出発したい。今建築家は何やる事が価値があるかと云うことを考えることだ。モラルに話題を進めるに際して根本は職業に対する態度、価値、判断だと思う。

佐々木 アーキテクトのプライドの問題、西嶋さんも同じ立場と思うが我々が建築のモラルを曲げて迄、建築に従事しているのが建築事務所だと思われと心外です。施主に対して妥協しているばかりではない。各自の考え方を主張し行つて居る。

増田 あそこの事務所は安いとか高いとか素人に依つて建築事務所の価値を引き下げられている。コントラクターに於ても競争入札に際して当面何をすべきか、やるべきかを考える必要がある。

中野 私も教育界の立場として何をやるべきかを考える。

増田 今の請負の仕事のやり方は入札において上下の差がひどすぎる。請負向上の入札試験をやつたらどうか。労働者も大切であるが上役自身反省すべきだ。建築技術は我々が守る。具体的には事務所なんかは商売上の作品を作るだけだ。

彦谷 モラルの問題が出て今迄の私共の話題が10年前だと云われたが、結局あなたの話も10年前から云われている話で同じく又10年前逆もどつたのではないのでしょうか。今日の問題は若い建築家の悩みとしては大きなビルを設計させられて居るが、庶民の住宅が一番困つている今日我々が従事せねばならないキャバレー、レストランに制作意慾を流さねばならない所に本当の悩みがある。

増田 私はアーキテクトとして話すのでそれ以外にはふれたくない。

委員長 増田さん建築は家の社会的存在と云うことを論外にされる訳ですか。

増田 社会的自覚を押やつてほつぽり出した技術は勿論あり得ない。

委員長 前に官庁の営繕課は企画だけして民間事務所に設計を委すべきだとの意見が本誌に出て誌上を賑わし

た事がありますがこの問題については如何ですか。

村島 官庁の営繕は民間の事務所と同じです。官庁の事を引受けるものが民間に出来れば官庁での設計は止めて良い。

們座 現在の資本主義の時代では建築事務所の仕事も今のモデルの点に於ては官庁の営繕課でも同じことで官庁でも設計が出来ると思います。

西島 官庁が民間に設計を出せば民間では例えば学校建築専門の建築事務所が必要になつて来る。八百屋に専門建築を依頼すれば好ましい結果を得られない。

委員長 官庁での設計をやめると云つても全廃ではない。大きい官庁で多くの同種の建築を自分ところで専門化される事はよいことであるが、小さな府県庁等では民間事務所より八百屋的な事をしている。此の場合は民間にやらすべきだと云うのです。

村島 官庁の営繕課では事務所程には仕事をこなすだけのスタッフはいない。事務所の方が能率もいゝし良いものが出来ると思う。月給も合理化されると思う。官庁では多忙だが給料が上らない。官庁では企画の出来る技術者が少数居ることにして設計は民間へ出せばよいと思います。

増田 仕事の専門化に就てどうすべきかの問題は自由競争をやっている間は駄目だと思う。甲が専門化しても乙が無しでやつては駄目になつてしまうでしょう。

光安 私は官庁に居りますが現状は80人の中45人が専門学校以上の人々で、建物は各一人一人が受けもつて設計から見積まで一人でやるのです。施主の意向を顧慮することが全々いらない。能率が良くしかも1ヶ月か2ヶ月の制作期間がありますし、時間的にもめぐまれて設計して居ります。官庁の悪いところはありません。建築家のプライドは保護されています。

們座 生はなかなかものは廃止したら良いと思います。然し設計と施工の分離を社会の人が当然だと思う時代が来る迄駄目でしよう。

委員長 官庁の設計を一般的に見ますと評判は良くないのですが……。

光安 官庁と云う組織より人が悪いのでしょう。通信省の建築が良いのも今日迄組織を年々変えて行つたのでしょう。兵庫県の営繕課もこれから先が良くなるので今迄は良いデザイナーがなかつたのでしょうか。

福田 官庁でも本当の意味の建築家が保証されるなら良いが小さい所では難しいでしょう。

増田 政治的手腕が必要だね。

光安 私は官庁に入つたが制約されたら止めようと思つていました。建築事務所は個人の臭いが強い。私は初め民間の事務所にいたがモダンの考え方が違う。現在官庁に入つて非常に良いと思つています。

西島 此の問題は若い建築家がどう云う方面へ行くべきか伸びるべきかの問題でもあるね。

増田 ある学校は卒業生にこれから先になつて企業団体でも何でも設計活動の多い所に行く様に勧める。設計すべき建物の種類の多いところ紡績会社の様なところで修業することを勧めている。

佐々木 修業するのならそう云う所も良いが建築事務所でもその個人の個性を生かさないと云う事はない。そう云う個性のある方なら建築事務所です仕事をやつて貰つてもアイデアは十分尊重します。しかし大きなビルから小さなもの一通りはやつて頂く。光安さんの様に3ヶ月で直ぐ事務所を止めるのはどうかと思う。先生と時代のギャップはある。所長の個性も強いが若い者の考えもよく取り入れています。

光安 私は施工の鹿島に25日、事務所に3ヶ月で現在の官庁が一番永く居心地が良い。月給の面はとても安い……。

佐々木 設計事務所でもデザイナーも一応は何でもやつて頂く。積算も現場監督もやつてもらい、最後に得意な方面をお願いする様にしている。現在の事務所はそうして相当のスタッフを揃えているから設計はなるべく民間へ出して頂き度い。

増田 一般論的に云えば設計事務所に向けば良いわけだね。

西島 良い建築事務所とは実力がつけられて居心地の良い所で自分の独自のものが発揮出来る処だね。そして設計事務所でも1年間みつちりとやるとその人のテンポが違つてくる。

増田 結局、みがかれる事だね。

足立 建築家の社会的立場を考えるに、県立病院と町医者とどちらが良心的診断を下すかの問題です。設計事務所がどうして行くべきか。もつと設計事務所が協同体の官庁の仕事を消化して行く様にする事が大切だと思います。

委員長 では此の辺で時間も遅くなりましたので終りと致します。有難う御座いました。

註 この座談会は「建材と設備の立場より」の座談会と共に計画したもので、大阪所在の設計事務所、官庁、請負等で設計を担当して居られる新進気鋭の方々に御集り頂き3月15日協会会議室で午後2時より6時迄開催し室にあふれる程の御出席者で非常な盛況であつた。前の座談会同様連記なしのメモから稿を作つたので、この責任は全く編集の方にある。万一御迷惑とならぬ様に只々も御断りする。

日本上代裂の見方

佐々木信三郎

前 書

建築の雑誌に上代裂に関する小文は些か場達の感もありますが、織物は室内装飾の必須品でもあります故に、古い裂には斯かる見方もあるのかという軽い意味で御参考にと存じました。挿入の図版は弊研究所の飛鳥天平裂の断片とそれに基づいて描いた組織の要領とであります。

1 無 地 裂

布、太古原糸を組織させて織物を創始した時は、恐らく何処の地でも、自然発生的に最原始的な平組織となつたであろう。吾が上代では、北方系の穀・桑・葛等の樹皮繊維や、南方系の大麻・苧麻類の草皮繊維を以てした木綿（後代の木綿ではない）とか麻布の所謂布類が行われた。第1図は布の断片の一例で、第2図は平組織の要領を描いたものである。

純、植物性繊維の布類と共に、動物性繊維の蚕糸も亦我が上代に行われた。絹に関しては、我神代に保食神の眉から蚕が生じたなどの神話もあるが、実際は上代中国からの渡来と見るべきである。絹の細織に織られたのが絹であり、質の少し劣るのが純であるとの説もあるが、正倉院の御物等は殆ど純の汎称で取扱われてある故、必ずしも厳格に質の劣つた絹帛と考える要はないであろう。第3図は純の一例の拡大図で、糸揃の稍不整な部分を撮つたものである。

織、同じく平組織であるが、既に現代の縮緬に類するものが見られる。然し近世の縮緬は緯にのみ強撚糸を用いてのものであるが、上代では経・緯共に強撚糸を用いている。そして経緯共に右撚・左撚を二筋宛の交替で織込んである。第4図は拡大によつてその状態を撮つたものである。尚他に稍と見られる所の極めて細い糸遣で薄く疎く織られた軽美な裂もある。

2 生 文 裂

綾、綾という語に二様の意味がある。其の一は斜に敵を走らせた斜文組織の別名であつて、表に経の多く出る



第 1 図

のを経綾、緯のそれを緯綾と云う。上代の綾組織は殆ど四枚綾で、経は緯三越に跨つて浮き、一越に沈んでいる三枚綾・六枚綾等は甚だ少い。其の二は品種の称呼である。即ち生経生緯の杼一挺で文様の部分丈別個の組織とした文織物を指している。それ故に平組織地に経浮によつての文様のあるのを平地浮文綾、平地に経綾で文様をなすのを平地綾文綾、経綾地に緯綾の文様のを綾地綾文綾と仮称した。

上の内、綾地綾文綾の地と文様の斜文の流れを逆の方向にしている事は、裂の何れの方向からでも文様がハッキリと見える為の技巧であつて、上代工匠の深い心遣である。現代ならば恐らく同じ方向に流してふであろう。第5、第6、第7図は夫々平地浮文綾・平地綾文綾・綾地綾文綾の組織要領図である。

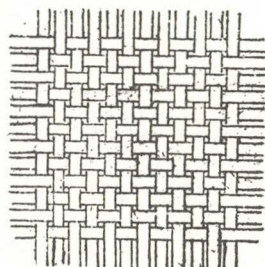
是等の綾の技法は中国よりの伝来であつて、既に股代に平地浮文綾があつた事を遺品が品している。

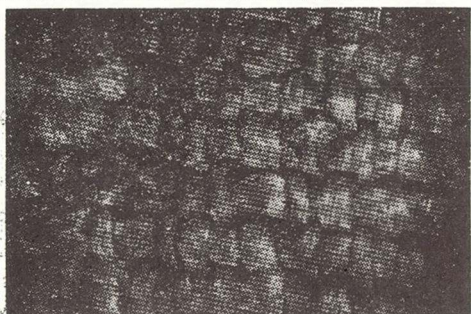
羅、上代裂の殆どが後代の裂には見られない特異な糸遣を示してはいるが、その最も著しいものは羅であろう。織物よりも寧ろ編物と云いたい外見を有つ編組織のもので、上代織技の白眉と称えたい高度の技法で織られている。同じく編組織の紗も亦正倉院に遺されてあるが、之は単純に経二本を編らした丈のものである。だが羅は然く簡単ではなく、経は網目状に右に左に千鳥に搦んでいる。然も疎く見える編方と細かく見える編方との二様があり、前者が地となり後者が文様となるのが一般である。吾人はその形から前者を網経、後者を籠経（或は華経）と仮称して見た。

第 2 図

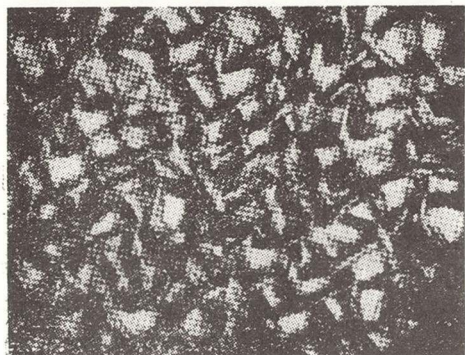
第8図は上代羅の拡大図で、その糸遣を第9図の組織要領図で明かにしたその点や細線を慎めたのは糸の動きを見易からしめん為のものである。

斯うした巧緻な技巧が中国漢代には既に行われ

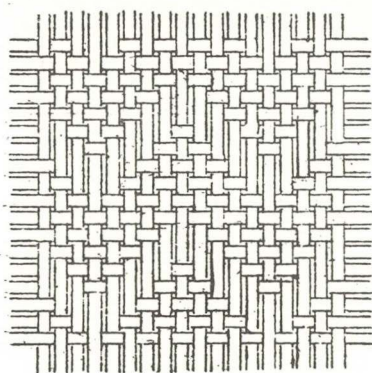




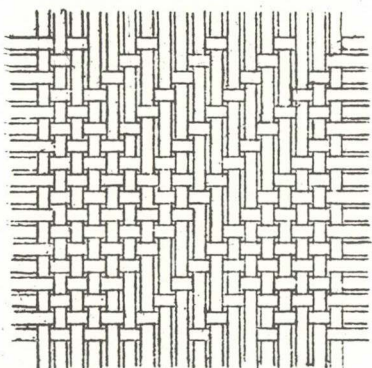
第 3 図



第 4 図



第 5 図



第 6 図

ていたのである。そしてその技法も亦綾と同様に我国に伝えられたのであるが、その製織能率は実に低く、優秀工匠でも一日に幅二尺六寸のものを一尺一寸しか織り得かつたと云う。

羅の文様は殆ど菱系統で、小菱格子・入子菱格子の類から或は菱を並べたり組合せたりしてあるので、長い間斯道の識者にさへ菱系統以外は織成不可能と思込まれて来た。だが技術を探究して見ると随意的な文様を織成可能なのである。それを裏付けるが如くに最近奈良博物館で天平時代の幡の残欠の唐花文夾纈羅に美しい華文の織られてあるのを見た。従来の通念は其内に改められるであろう。

綾・綾・羅は一般に生糸で織り、織上後或は練つたり染めたり、或は描き絵、摺文から蔦縹・夾纈・纈縹等種々加工されて夫々の用に供せられていた。

3 錦

上代製でその妍麗を誇るものは勿論錦である。爰に所謂錦とは、種々な色糸を織込んで文様を表した彩帛の総称である。その内の二三に就いて述べて見たい。

綾錦、錦の最も原始的な技法に依るもので、平組織の為の綜統二枚を有つ丈の装置で、文様は指頭によつて手芸的に織成されるのである。太古色緯を用ひて文様を織出さんと欲した工匠が、文様の部分丈地緯の代りに別色の緯を織入れて見たらと思附くのは極めて自然である。之が綾織の根本原理で、之に技術技巧が進んで文様が大きくなり色の数も増えたに過ぎない。それ等の色緯も、その色を要する文様の部分々々各個各個別々に織進められてあるので、文様の色の境目では、左右異色の緯が其処を境として夫々に折返されている。故に色境が縦線となる場合には、自然経糸に沿うて細隙が出来る。之をハツリの孔と云つてゐるが、之は綾にしか見られない特徴なのである。第10図は法隆寺所蔵の綾錦の類裂断片で、第11図は綾錦の組織要領図である。即ち点や細線を填めて異なる色と見做した緯が夫々別々に織込まれ、従つてハツリの孔の生じる所以の図示とした。嘗て美術史学界を沸かした当麻寺の蔦糸曼荼羅も、織成地の彼我は免に角、実は驚くべき精緻な綾錦に他ならないのである。之も唯ハツリの孔に着眼した丈で充分に確められるのに絵織物に関心の浅い二三美術史家が、後代修補の、絵画に重点を置き過ぎて、問題化させて了つたのである。だが如何に修補部の面積が大であらうとも、原本が綾錦である事は小揺ぎもない。

綾の発祥地は何処か。太古のバビロンと見る人もあるが、既に述べた如く、心ある工人ならば自然に愚附く技法であり、又上古埃及にも中国にも更にコロンブス大陸発見以前のブレインカにもその遺品を見ると云う事から果してバビロン説を肯定して可なるや否や。

経錦、文織物は一般に種々の色緯を繰重ねて織成されるのであるが、之は色経の浮沈交替で文様を緯表した錦である。姑く経錦と仮称しておく。経錦の大多数は三重経のもので、三色の経三本が組となつており、地及び文様に必要な色経がその部分丈まで浮び、残りの経は裏に沈められる技法になつたものである。その為に地組織に与る母緯と、必要な色経丈を表に出す為の役割をなす陰緯とが交替に繰込まれている。漢代の錦は経錦が主なものと伝えられているが、此の合理的な技法に吾人は頭の下がる思いがある。勿論我が上代にも此の技法は伝えられた。法隆寺に現存の膳妃の御下帯と称せられている所の、二重格子風の中に連珠から成る華文を容れた蜀江錦は之に属したものである。色の变化を求めて三重経を赤・青・白と赤・緑・黄との長斑即ち縞風にして甚だ華麗な色調を示している。第12図はその複製断片で、之の組織を見ると一瞥平織に類するものである。然し前記の如くに母緯と陰緯との分化的な使用の技法の故に普通の平織とは趣を異にしている。吾人は之を複様平と仮称した第13図はその組織要領図で、点と細線とで経の色別とし又陰緯も細線を填めて母緯と区別した。

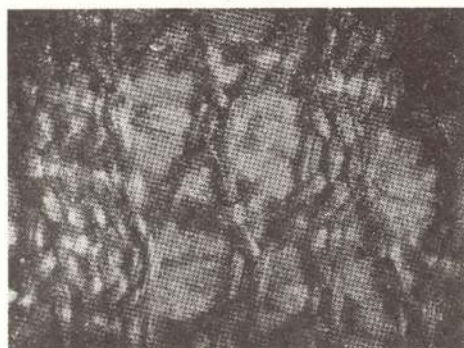
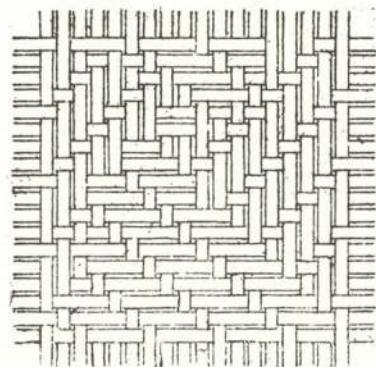
茲に注意したいのは今仮り三色の経色を a・b・c とすればその順序が吾人の予想を裏切り、abc, cba, ……と打返になつて繰返されている事である。13図はその為に点と細線とで区別された経色を同色相並べて描かざるを得なかつた。恐らく現代ならば a・b・c の同じ順序を繰返したであらう。事実この錦の複製と偽称したものすら三色同順に織られてあるのを見た。斯様に巧緻な技法の裂故に、西陣の古老達も緯で織られた錦と誤解していた。又別の複製には緯経で織成されたものもある所以である。

此の経錦の母緯陰緯の技法で綾組織風になつたものもある。之を複称綾と仮称しているが、正倉院の獅嚙文長斑錦はその一例である。尙小数ではあるが、二重経や四重経の遺品も今に見られる。

緯錦、一見した所現代の倭錦に酷似して、幾多の色緯を以て緯表で地も文様も織成された錦を吾人は上の如くに仮称した。然し之は倭錦と技法を異にし、経錦に於ける母緯陰緯の使用を経に見るのであつて、地組織に与る母経と、地と文様に必要な色緯の部分丈を表に浮かす為の陰、経とが交互に置かれている。色緯繰込の順序はそれが幾色あつても常に同じ順序になつている。第14図はその一例の拡大図であつて、第15図は三色の色緯を有つた組織要領図である。陰経は細線を填めて母経と区別してある。

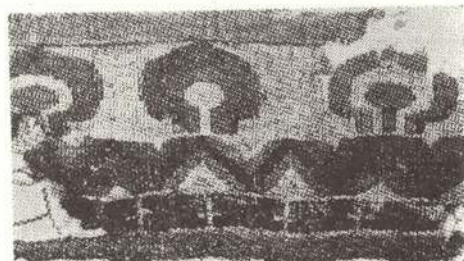
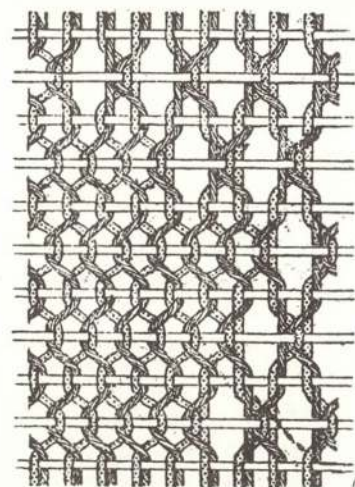
緯錦にあつては、その色遣の種類と数が自由に扱われる事が出来、且つ大文様の織成も可能なので、我一代錦の優れたものは之に多い。法隆寺の四天王文錦や正倉院

第 7 図

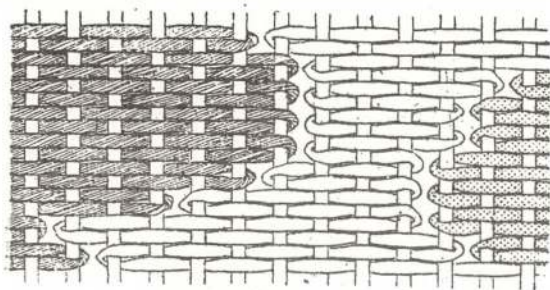


第 8 図

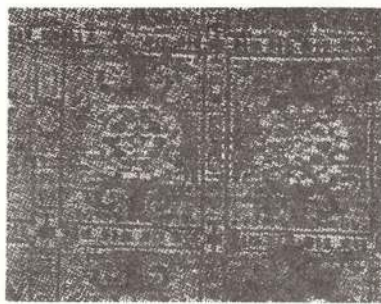
第 9 図



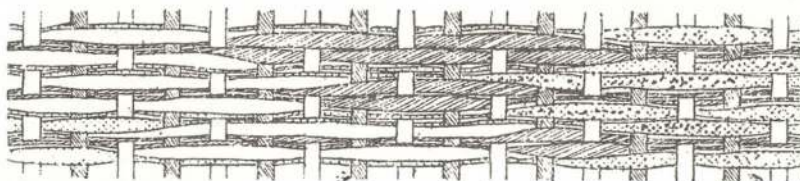
第 10 図



第 11 図



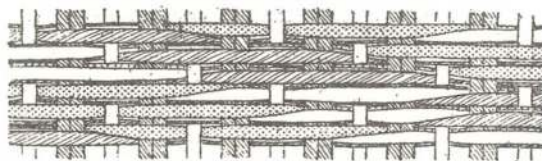
第 12 図



第 13 図



第 14 図



第 15 図

の琵琶袋の唐花文錦等はその好例である。是等は多数の色緯を使っているが、之が二色になると更に倭錦に誤られ易くなつて来る。近代の二色の倭錦は、表裏文様が打返しになり、色が逆になりはしても、裏も亦使用可能の所謂両面的である。だから上代緯錦も一頃は両面錦と見做され、正倉院の碧地狩獵文錦等も或る期間両面錦と説明されたりもした。然し表が緯綾で裏が経綾になっている此の緯錦は、織錦は、織技の上からは両面錦とは云えないのである。斯様な事から推しても時代裂の研究はまだ々々浅いと云わねばならない。

緯錦の発祥は必ずしも明かではないが、通念として経錦よりも若干後になるようである。そして経錦が文様も小さく且つ織辛いのを補うかのように逐次盛になつたようである。隋唐文化を殆ど其儘の飛鳥天平の遺品に経錦

よりも緯錦の優れたものゝ多い事は正に之を裏書きするものであろう。

以上の他に織成・暈緯錦・糸錦風のもの・風通から太子間道と吾人の知る範囲でも猶興味ある裂もあるが、依然専門的な記述に偏する故に割愛したい。だが是等全てを通じて考えられる事は、上代裂の糸遣が如何に素直で巧緻であつたかと云う事である。然も其等が、小手先の不器用に基いたのではなく、織技に全心を打込んだ工匠の、精進を重ねた深い思念の底から参み出たものである事を思わざるを得ない。現今織物も機械の発達で生産能率は素晴らしい域に達しているが、糸遣の精緻に関する限り、現代迄我等が織技は果して幾何の前進を見せたであらうか。尤も巧妙に手を抜く事も技術の進歩とならば、又問題は別であるけれど。(筆者 川島織物研究所)

理想的床材料

リノリウム



リノタイル

特製 リノリウム糊

リノリウム・ワックス

東洋リノリウム株式会社

本社・工場 兵庫県伊丹市伊丹五五八 電話 伊丹 1・51・69

大阪事務所

大阪市東区瓦町二丁目 三和ビル
電話 北浜 375・376

東京支店

東京都中央区銀座四丁目 三和ビル
電話 京橋 1701・2364

会 務 (3月分)

見学会(記念事業委員会) 3日正午於朝日

松本部長外8名今次記念事業見学会企画協議

1. 東京方面(今秋)
2. 中国、九州方面(5月)
3. 近県 随時など予定し調査を進める事とした。

3月10日再開9名出席机上調査を検討。

中国九州方面工場見学会先及関係支部との連絡等実地下調査方を議した。

講習部会(記念事業委員会) 4日2時朝日

伊東部長外6名出、一日講習をかねた講演会を取敢ず地方に巡回開催を企画、山陰、中国、九州を予定、題材を新構法、住宅、材料に定め内容検討する事とした
11日2時於分室

竹内孝、栗本、日野外出席小委員会開催、
内容取材を立案、3月14日本部会、於朝日開催。伊東部長外4名出、内容案を決定

原稿執筆者を定め、開催予定地協議照会する事とした

祝賀部会(記念事業委員会) 4日正午 於朝日 鈴木部長外6名出、開催予定会場、人員、会費等検討、会場一応高島屋食堂を考へ部長調査方依頼した。

表彰部会(記念事業委員会) 5日3時 於朝日、池田宮彦部長外3名、表彰範囲、調書作成方針、特別功労者、事務局功労者、表彰方法、記念品等協議、17日再開、城口副部長外4名出、前回引続き協議検討した。

慰霊祭部(記念事業委員会) 23日2時朝日、中西部部長外5名挙式についての万般準備を協議した。

資金部会(記念事業委員会) 10日正午於朝日、東畑委員長外藤木、妹尾、浅海、斉藤、青木、山本武雄、尾崎日野委員等10名出席、委員長より種々協力方懇請され各委員夫々の部門幹部と協議する事を申合せた。

出版部会(記念事業委員会) 10日2時朝日 尾崎部長外5名出、前回調査依頼のカタログの件に関し建材部代表青木委員より40頁位引受け可能につき他の部門とも合せ出版希望、池田委員より調査表基本調書作成中報告あり何れも資金面見透の出来る迄調査準備を進めおく事に申合せた。

定例午餐会 6日正午於今橋クラブ 会長外50名出席別項の通り盛会であつた。

建材審査会 6日午後2時朝日ビル集合 置塩委員長外7名イワキスレート工場に至り同社製造工程視察製品試験立会後同事務所て委員会開催工場長及技師より説明再聴、質問等したが結論として朝日スレートと大同小異であり証明を発する事に申合せ、成文は竹内委員及事務局一任した。

理事会 12日2時朝日、東畑副会長外6名出、防火建築促進陳情の件、学会外共同承認、東京建材協会発行カタログ協賛申越の件、本会企画と関連保留、評議員会開催の件、27年度予算編成の件、日本材料試験協会発起人承認の件、入退会詮衡、職員岡野清子退職の件、関西建材会丰越に係る事務員増、建材審査料割引件等協議、諸報告7件承認、尙3月31日臨時理事会開催、東畑副会長外5名出、松久保監事死去につき弔意の件、27年度予算案検討承認、役員重任の件、大阪府建築士会設立事務室貸与の件を議し記念事業経過報告等なした。

編集委員会 11日15日2時より朝日、座談会開催、記事資料を得た、27日3時朝日、白石委員長外出席26年度委員として最後協議した。

会勢委員会 18日2時別項の通り日本油脂工場見学

建材と総合設計部門懇談会 19日2時於分室約20名出席 資料につき意見交換をなし5時閉会

主記主計編集会 26日4時於朝日、日野、青木、中野、谷口、南理事及大和理事出席27年度予算案作成

技術部門評議員有志懇談会 26日2時於朝日 松久保、益尾、尾亀、岡橋、日野氏等出席役員問題につき懇談した。

プラスチック説明会 27日2時於三越百貨店7階特別室で合成樹脂関係者50名と本会建材審査委員外有志が会合プラスチック協会東京本部折美事務局長並大和常務理事司会で合成樹脂新材紹介並建築家との意見交換した。

評議員会 31日2時於朝日、定時評議員会開催河合議長外各出席法定成立、松久保評議員逝去につき黙禱後開会27年度議長河合貞一郎君。副議長益尾辰雄君を互選。役員重任の件。会長、副会長、理事選挙の件。27年度収支予算案等。夫々別項の通り議決、35年記念事業経過並に予算の変更等諒承した。

東洋の ワラキューム

大阪市東区瓦町2丁目(三和ビル6階)

株式会社 東 工 社 北浜③ 377.378

東京都中央区浜松町5丁目木挽館ビル 電話浜松 (57) 3744

リノタイル アスタイル・ゴムタイル その他床材一式施工



京都支部総会 19日4時同事務所で開催松井支部長外出
席本部より中野主記代表、大和理事列席予算決算役員
改選其他議した、本部列席の中野理事挨拶を述べた後
記念事業大要説明協力方依頼した。

兵庫支部役員会 7日於事務所で開催 支部諸事項本部
記念事業講習会姫路開催等協議。

○評議員 松久保敬三君死去 別項の通り3月30日急逝さ
れ痛惜の至りである一般に周知の暇がなかつた上31日

三月定例午餐会 6日11時半会場今橋クラブに集合する
者約50名、午餐後当番幹事建材部代表して青木友一氏
より本日のスケジュールと開催の挨拶あり、竹腰会長
一場の挨拶後次回世話係を管工部に依頼し講師上田短
資株式会社社長上田要氏を紹介されるや同氏は金融問
題につき大要下の要点につき金の動きの活潑さ。円は
亡びても事業は減せぬ。

金利の動き方。固定資産は失放さぬ事。

会社の経営には借金せぬ事、倒産させぬ事。

1952年度は総てを洗う年であろう、日銀貸出しの状況
銀行が建築業界に対する貸出の考へ方、特に経営会社
の重役其他エキスパートを尊重し信用の対象としてい
る点など誠に意義深い又興味ある講演を短時間にまと
め述べられ拍手裡に終つた、次に朝日ニュース1巻、
法隆寺文化映画3巻上映後珍らしく列席された会員各
位暫し歓談後レントク社寄贈のワックスなど手に2時
すぎ解散した、当日格別のお世話に預つた当番幹事の
建材部各位に深甚の謝意を表します。(係記)

大阪府建築士会発会 23日1時半より於見本市会館開催
出席400名、発起人会、引続き創立総会開催、定款、

葬送の時刻は本会理事会評議員会並記念事業部長会等
夕刻迄連続。更に降雨となり役員各位の参列が出来ず
夜に入り大和常務理事と戸川監記が代表参拝した。

○会員動勢 岩本基君より下記の通り事務所移転通知が
あつた。新事務所西区江戸堀下通1の54株式会社岩本
本務店電話土佐堀4356番

○技術者を求む 某工務店より現場並現寸の出来る程度
の人を求められている。希望者事務局迄御申越え。

役員、予算等決議された。尙事務所を日本建築協会内
に置く事が議決された、当日は本会よりも応援として
大和常務理事外職員4名出張受付其他協力した。

日本油脂三國工場見学会 会勢委員会主催によるニッサ
ン系三國工場の塗料製造行程と色彩調節の状況見学会
は3月18日そば降る雨中を圧いなく定刻大阪駅ガード
下に集合するもの40余、新車の借切バスに乗込み心地
よく2時半工場着、休憩後大和理事開会挨拶とスケジ
ュール報告後同社嶋村塗料部長司会の下に2班に別れ
製造状況と色彩調節されている現場見学会後集合場に帰
り三好工場長より同工場の概要説明あり、小林調節委
員より色彩調節につき村上氏よりマンセル記号につき
夫々説明あり興味深い色彩の調節見本や色々の参考資
料を展示された。松本儀八、政岡基次氏栗本栄一谷口
尙武外数氏より質問応答があつた、一同塗料と色彩調
節につき種々新智識を得寄贈のカatalogやニッサン石
鹼等土産に再びバスにて梅田についたのは5時頃であ
つた紙上を通じ見学会に種々厚意を寄せられた同工場関
係各位に感謝の意を表すると共に雨中参加された熱心
な会員各位にお礼申し上げます。(係記)

編 輯 後 記

昭和26年度の編集委員会の手になる最後の雑誌を御届
けする。近年座談会を殆ど掲載していないので、最後の
計画として2つの座談会を開催した。準備を充分行い暇
がなかつたので、御出席の方々及び此の雑誌を読まれる
会員の方々に物足りない印象を与えるかも知れない点は
御許しを願いたい。他の稿は何れも御投稿を頂いたもの
である。

尙私事乍ら本誌の編集に関係すること2年間、後の1年

は委員長を勤めさせて頂いたが、今回理事の任期満了に
よつて止めさせて頂いた。この間御支援を賜つた皆様に
厚く御礼を申し上げる。(白石)

建 築 と 社 会 第33輯 第5号

売価1部80円(送料共)

昭和27年4月25日印刷・昭和27年5月1日発行

編集発行人 沖 田 誠 一

発 行 所 社団法人 日本建築協会
大阪市北区中ノ島3ノ3朝日ビル
電 話 北 浜 ②1334~9 番
振 替 口座大阪39975 番

大 阪 市 北 区 堂 山 町 6 6

印 刷 者 網 野 栄

大 阪 市 北 区 堂 山 町 6 6

印 刷 所 株式会社研文社 電話 equal 2056 番

仕様書¹² 床⁷ お忘れなく
レントク ワックス を!

大阪 東區ガスビル裏 KKレントク 電 北 濱(23)4905
東京 神田小川町1三鈴ビル東京レントク 電 神 田(25)1364
名古屋 藤前江町2の1 KKレントク 電 本 局(23)4578

●第三三集 第五号 掲載広告一覧（掲載順）

岩住鉄工所
桜物産
ヤハズラス
ダイハツ工業
大同鑄造
協和製作所
大阪機工
久保商店
大阪城口研究所
大阪電気商会
桐田商会
齊久工業
三機工業
須賀工業
西原衛生工業所
建材社
栄興商会
三晃商会
マンテン
近畿電気工事
浅海電気産業
立花商会

田村商会
曾我水道工業
大島応用化工
三高製作所
三幸商会
鈴木シヤタア商会
新京建材社
ライト青写真工業
矢橋大理石商店
豊国建材店
内外土木建材社
東京鋼板工業
長岡鉄筋コンクリート
樫野石灰工業
高野アスファルト
米谷セメント化工
衣川鉄工所
和田避雷針製作所
大阪耐酸工業所
大同鑄造
室谷商店
水島商店

神治屋
佐村木商店
吉田芳雄商店
前沢商行
福屋工業所
林塗装店
大阪建材工業
井上工材
理研サッシュ
岩元工業
開成鋼材
三舟窯業
坂本商会
大阪コンベス建材社
金剛商会
大阪碇組
大阪防水建設社
藤森工業
木下謹三商店
亀井
東邦商会
杉田組協栄
山本建材社
日本セメント防水剤製造所

油脂化工社
浪速建材工業
建材信和会事務所
朝日石綿工業
田島応用化工